

標津町住生活基本計画

令和2年2月

標津町

標津町住生活基本計画・目次

■ 計画の概要	1
1. 計画の背景	1
2. 計画策定の目的	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画対象・期間	3
5. 計画の構成	4
I 住宅に関わる地域特性	5
1. 地域特性と住まい	6
2. 人口と世帯	12
3. 住宅事情	17
II 住宅施策の現状と課題	25
1. 上位関連計画にみる住宅施策	26
2. 将来フレームの設定	35
3. 現在の町の取組み	37
4. 住宅施策の課題	43
III 住宅施策の目標と方針	44
1. 住宅施策の視点	45
2. 住宅施策の目標	46
3. 住宅施策の推進方針と展開方向	47
IV 重点的な取組み	54
1. 施策推進において重視する視点	55
2. 重点的な施策展開（プロジェクト）	56
3. 計画の推進方策	58
資料 策定体制と経緯	

■計画の概要

1. 計画の背景

昨今、少子高齢化や人口減少の進行を受け、住まい・まちづくりを取り巻く環境は大きく変化して来ています。また、子育て支援を始めとし、今後の社会情勢を見通した新たな住宅施策の展開が求められています。

わが国においては、住生活基本法に基づき、住生活の安定の確保等に関する施策を総合かつ計画的に推進するため、『住生活基本計画（全国計画）』を平成 28 年 3 月に閣議決定しました。北海道では、社会情勢の変化や新たな課題に対応した一層効果的な施策の推進に向け、「北海道住生活基本計画」を平成 29 年 3 月に策定しています。

標津町は、平成 20 年に策定された「標津町住宅政策推進計画」が見直し時期を迎えています。今後の住宅施策の目標や方向性、公営住宅等のあり方（公営住宅等長寿命化計画の見直し）を含め、まちづくりと一体的な計画づくりを目指すとともに、民間活力の活用・維持管理・行動計画などの視点を含めた計画策定が必要です。

2. 計画策定の目的

標津町においては、人口世帯は減少傾向にあり、平成 27 年国勢調査値で 5,242 人、2,169 世帯となっています。

標津町の住宅施策としては、こうした人口減少による過疎化の防止、町の活性化や町外からの移住と町民の定住促進施策を展開してきました。また、子育て支援には、積極的な施策を展開してきたところです。

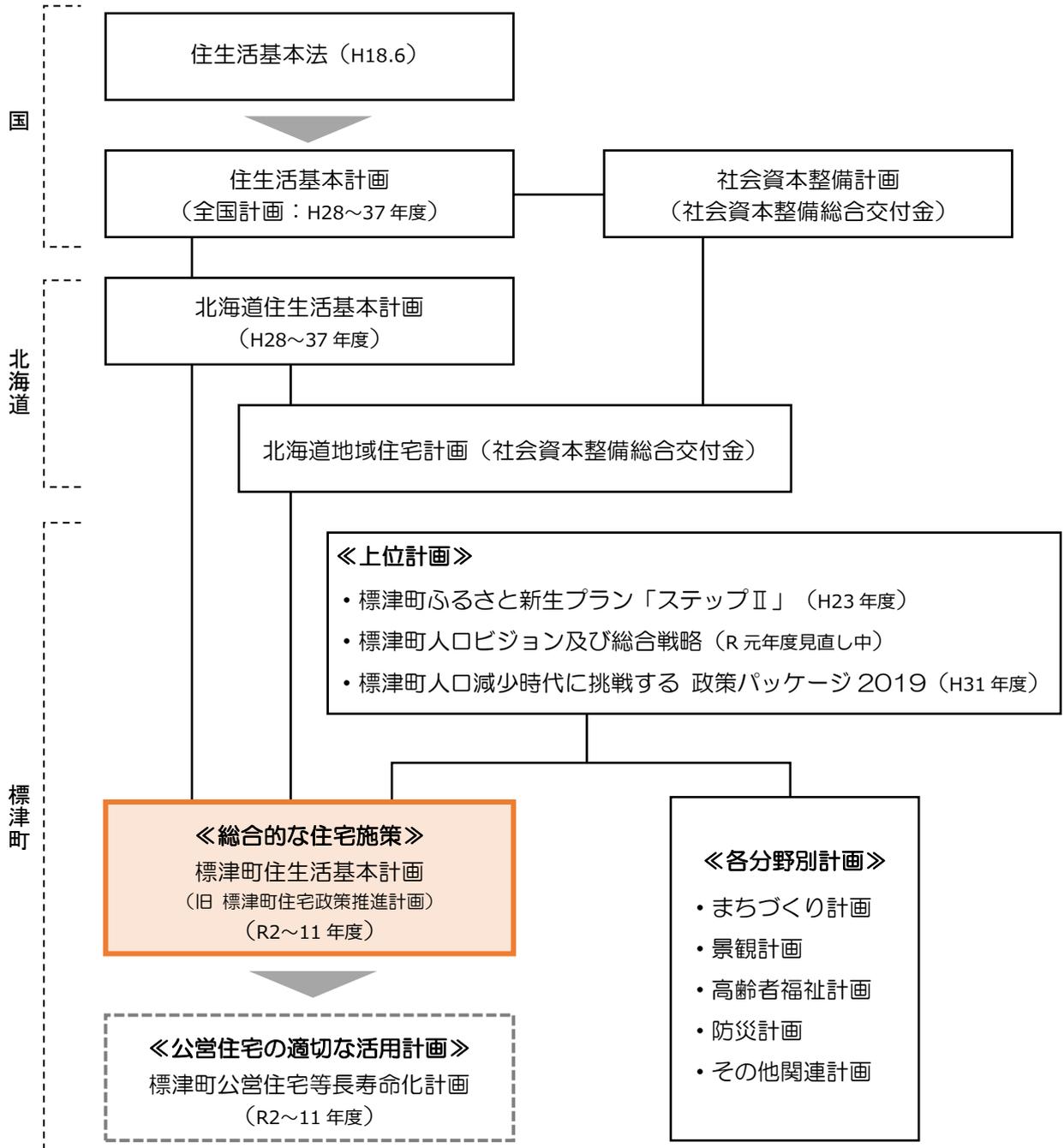
また、公営住宅の状況としては、令和元年 12 月現在、管理戸数は 419 戸、入居世帯数 338 世帯となっています。公営借家の依存率（世帯比率）は、平成 27 年国勢調査において、17.5%と、全道 7.0%や根室管内 8.6%の数値と比較し、非常に高い状況にあります。

このような状況の中、地域事情や地域特性及び地域住民の意向を踏まえ、今後の住宅施策の展開方向や主要施設の立案、公営住宅ストックの長寿命化や適正な活用を検討することが必要となっています。

『標津町住生活基本計画』及びその一部としての『標津町公営住宅等長寿命化計画』は、標津町のまちづくりの方針を示す各種上位計画等に基づき、「北海道住生活基本計画」を勘案しつつ、標津町におけるこれまでの住宅施策の基本的な流れを継承しながら、新たな住宅施策の目標や展開方向、公営住宅等ストックの活用の方向について策定することを目的としています。

3. 計画の位置づけ

「標津町住生活基本計画」は、住宅に関するマスタープランの位置づけにあり、その一部として「標津町公営住宅等長寿命化計画」が位置づけられます。



4. 計画対象・期間

(1) 計画の対象

■標津町住生活基本計画

標津町の民間住宅を含む、住宅全般とします。

(2) 計画の期間

計画期間は、上位計画との整合を図ることとし、令和2年度（2020）から令和 11 年度（2029）までの 10 年間に計画期間と設定します。

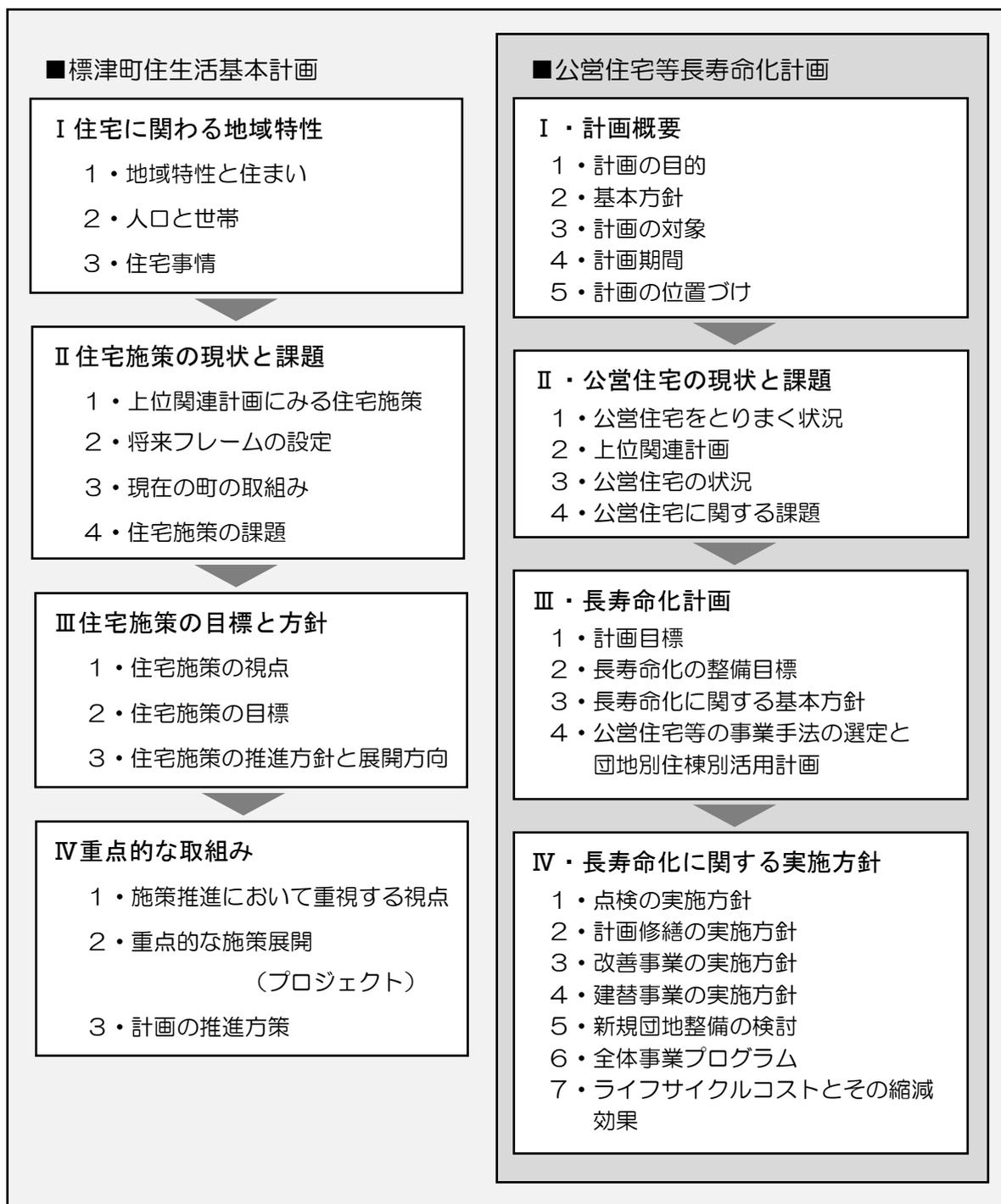
また、計画内容については、社会情勢等の変化・計画の進捗により、必要に応じ概ね5年程度ごとに見直しを検討します。

■計画期間：令和2年度から令和 11 年度までの 10 年間

■見直し：社会情勢等の変化・計画の進捗により、必要に応じ概ね5年程度ごと

5. 計画の構成

計画の構成は、次の通りです。本計画書は「標津町住生活基本計画」であり、その一部としての「標津町公営住宅等長寿命化計画」は別に定めています。



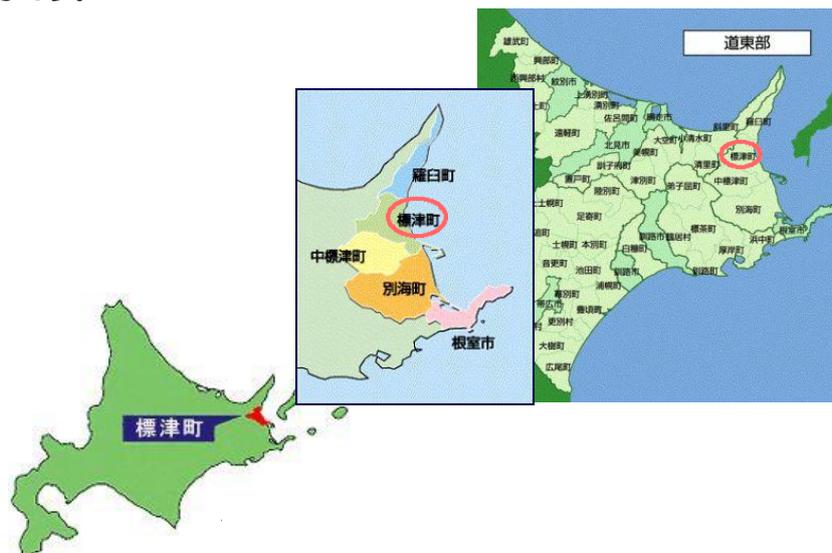
I 住宅に関わる地域特性

1. 地域特性と住まい

(1) 立地特性

①位置

標津町は、北海道の最東端、知床半島の付け根部分、根室管内の北部に位置し、北を羅臼町、南を別海町、西を中標津町に囲まれています。また東はオホーツク海に面し、水産業と酪農業が盛んな町です。



②交通環境

広域交通の手段としては、車で 20 分程度の距離にある中標津空港から東京・札幌へと直結するほか、車で 2 時間程度の釧路空港からは、東京・大阪等と連結します。

また国道網によって釧路市、根室市、網走市へと結ばれています。

■ 飛行機		
中標津→羽田	約 100 分	
中標津→新千歳空港	約 60 分	
■ 自動車		
標津町 → 中標津町	約 20 分 (約 18 km)	
→ 釧路市	約 120 分 (約 113 km)	
→ 根室市	約 95 分 (約 90 km)	
→ 網走市	約 120 分	



③商圏

根室管内の商業は、根室市と中標津町を中心とする2つの商圏に大別されますが、近年、中標津町に大規模小売店の立地が続いており、日常的な買い物は町内と中標津町で充足される状況です。それ以外の買い物については、近隣に約 17 万の人口を抱える「釧路市」まで足をのばすこともできます。

(2) 自然環境

① 地勢・景観

地形は知床連山からオホーツク海に緩やかな傾斜をもって広がる原野で、中央部を標津川が流れています。また、この知床山系から緩やかな傾斜を成す広大な台地の大部分が牧草の栽培に適した火山灰地で成り立っていることが、酪農業を営む基盤となっています。

オホーツク海を眼前に望むと、左手には知床半島がのび、その山並みが半島基部を形成する当町の西側背後まで連なっており、右手には野付半島が位置するなど、自然の宝庫と風光明媚な場所です。1996年に「標津町景観ガイドライン」を策定し、近年は自然環境や産業などの生産活動を活用し、地域の人々との交流による新しい観光の取組み「標津版エコ・ツーリズム交流事業」を推進しています。標津町エコ・ツーリズム交流推進協議会は、農山漁村の活性化の優良事例を選定する「平成26年第1回ディスカバー農山漁村（むら）の宝」（農林水産省）において、優良事例に選定されています。

また、平成19年10月には『日本で最も美しい村』連合に加盟し、小さくても自らのまちに誇りを持って自立し、将来にわたって美しく輝き続けるまちをめざしています。

■ 野付半島



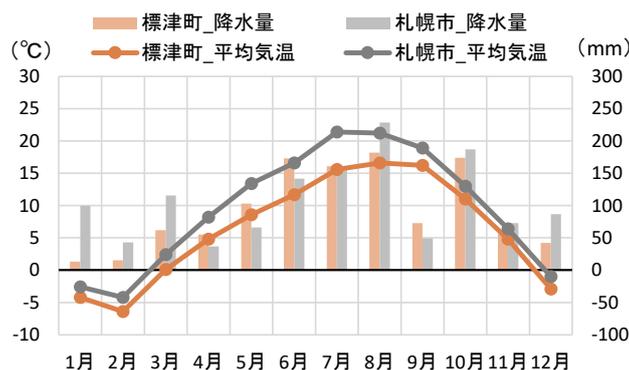
■ 市街地から知床連山を望む



② 気候特性

気候は沿岸部では海洋性気候、内陸部では大陸性気候となっています。年間の平均気温は、6℃（5～9月15℃）前後です。沿岸部では春から夏にかけて海霧（じり）が発生しやすく、日照時間が少ないため、夏は涼多湿となりますが、秋から冬は比較的光照日数も多くなります。降雪期間は12～4月初旬で、降雪量は比較的少なく、屋根の雪下ろしをしなければならぬほどではありません。

■ 標津町 気候（気象庁）



(3) 社会環境

① 産業と暮らし

基幹産業は、水産業と酪農業で、第1次産業は比較的安定しています。

水産業は日本有数の水揚げを誇る秋鮭や天然ホタテの生産・加工を中心としています。

しかしながら、秋サケの漁獲量は近年低い水準となっており、深刻な状況にあります。

【漁獲量：約1万t、漁業生産高：約36億円、漁家数：214戸】（H30）

平成12年には「地域HACCP(ハサップ)システム」を始動し、消費者と向き合った「信頼と本物のブランド」を確立しています。

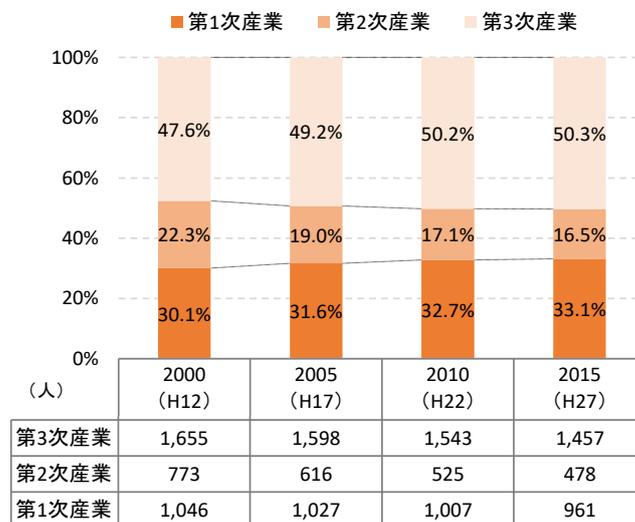
一方、酪農業は昭和31年に集約酪農地域に指定されたことを機に、大型酪農経営を目指し発展を遂げてきました。

【乳牛飼育頭数：約2.1万頭、農地面積：約1.2万ha、農家数：148戸】（H27）

標津町は豊かな「海」と「大地」を生かした「生産の町」として発展し、現在も「水産業」・「酪農業」とともに、比較的安定した経営を続けています。

※地域HACCP(ハサップ)システム：漁獲から市場・加工・流通に至るすべての過程に地域が一体となって関わり、徹底した高度衛生管理により、安全でおいしい食品を消費者に届けようとするシステム。

■ 標津町 産業別就業者の推移（国勢調査）



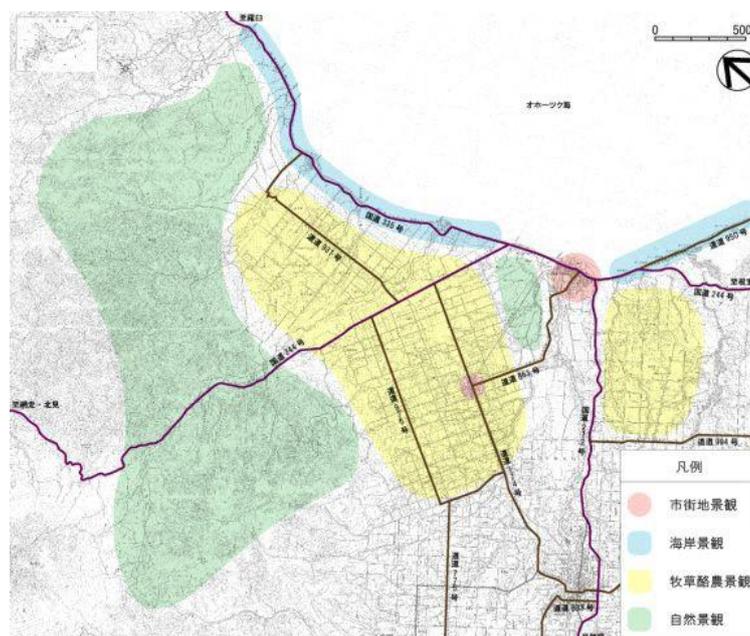
(4) 地区特性

① 市街地の概要

- 標津町は、標津川流域の平野部に広がる「標津市街」と、内陸の「川北市街」の二つの主な市街地と、その他集落によって形成されています。
- 「標津市街」は国道 244 号線沿いを中心に、主な公共施設・生活関連施設、標津漁業協同組合などが集約しており、行政、町民生活の中心になっています。
- 「川北市街」は道道 863 号線（道道川北茶志骨線）と 774 号線（道道川北中標津線）が交わる場所を中心に広がる市街地で、幼稚園・小中学校をはじめとする公共施設があり、標津町農業協同組合も位置しています。



■ 土地利用の構造模式



② 標津市街

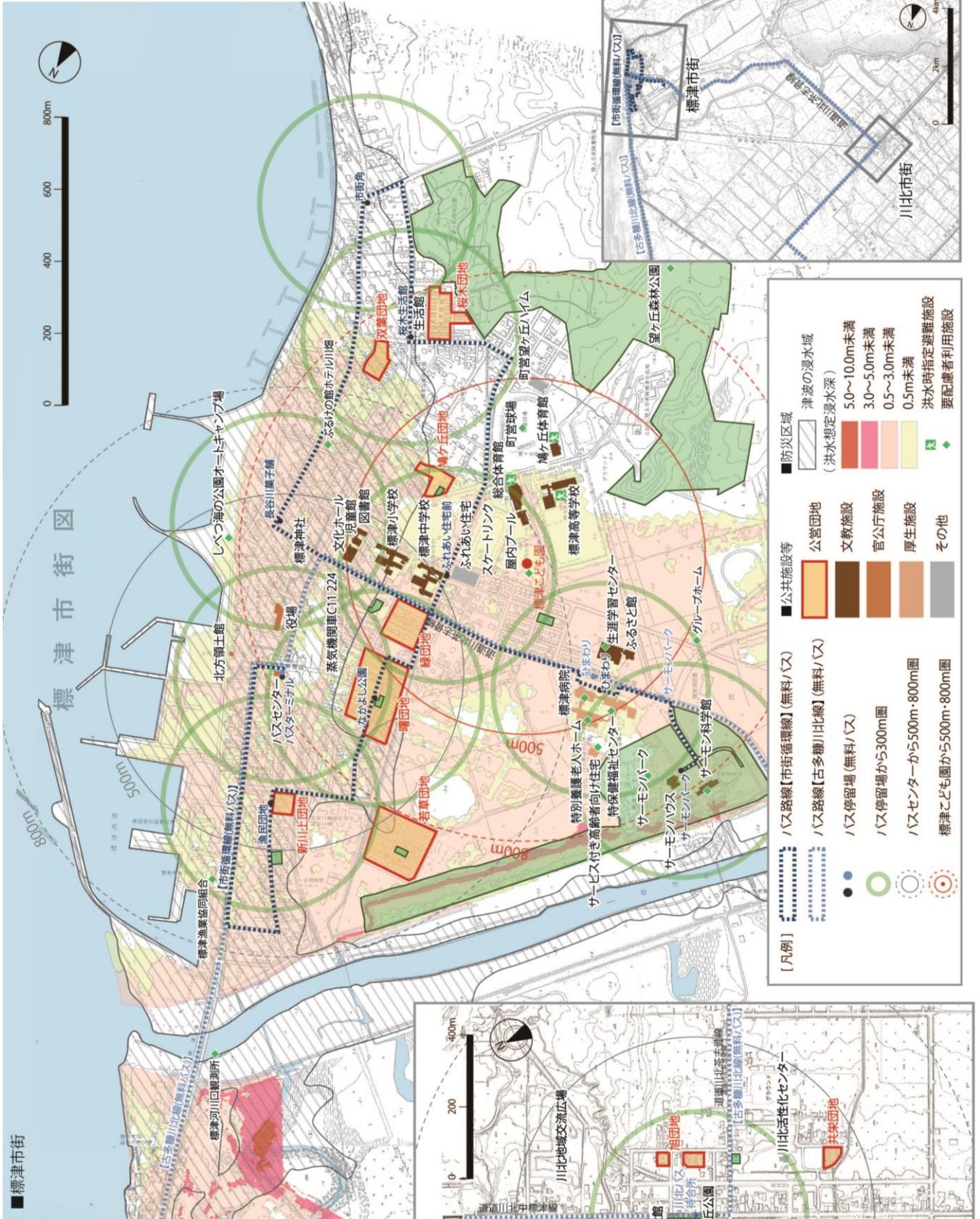
標津市街は、標津川流域に広がる平野部に、国道 244 号線に沿って形成されています。町役場、文化ホール、標津郵便局、漁業協同組合を始めとする公共施設を始め、標津小・中学校、高等学校、ふるさと館、サーモン科学館、標津町生涯学習センターなどの文教施設、国民健康保健標津病院、特別養護老人ホーム標津はまなす苑、標津町保健福祉センターなど医療・福祉施設が集積しています。

また、平成 29 年 4 月には「双葉保育園」と「標津幼稚園」、さらに地域子育て支援センター親子交流館「おひさま」、児童発達支援事業所「くれよんハウス」を統合した幼保連携型「標津認定こども園」が開園され、重要な拠点となっています。

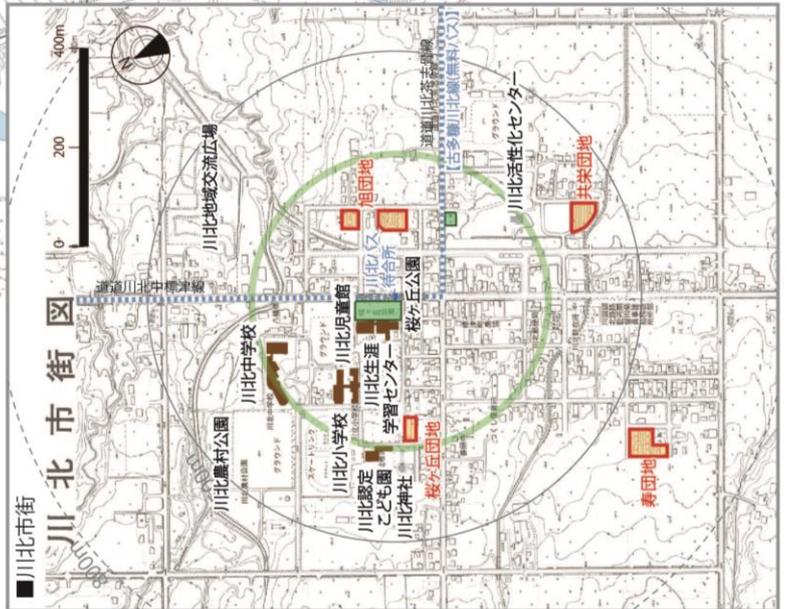
③ 川北市街

川北市街は道道 863 号線（道道川北茶志骨線）と 774 号線（道道川北中標津線）が交わるところを中心に形成されている市街地です。川北郵便局、標津町農業協同組合、川北駐在所、川北地域活性化センターなどの公共施設をはじめ、川北認定こども園、川北小・中学校、川北生涯学習センターなどの文教施設があります。また、川北農村公園、川北パークゴルフ場、川北スケートリンクなどのスポーツ施設もあります。

■ 標津町 土地利用図



■ 標津市街



■ 川北市街

[凡例]	バス路線(市街循環線) [無料バス]	公共施設等	防災区域
バス路線(古多瀬川北線) [無料バス]	バス停留場 [無料バス]	公園団地	津波の浸水域
バス停留場 [無料バス]	バス停留場から300m圏	文教施設	(洪水想定浸水深)
バス停留場から500m・800m圏	バスセンターから500m・800m圏	官公庁施設	5.0~10.0m未満
標津子ども園から500m・800m圏		厚生施設	3.0~5.0m未満
		その他	0.5~3.0m未満
			0.5m未満
			洪水時指定避難施設
			要配慮者利用施設

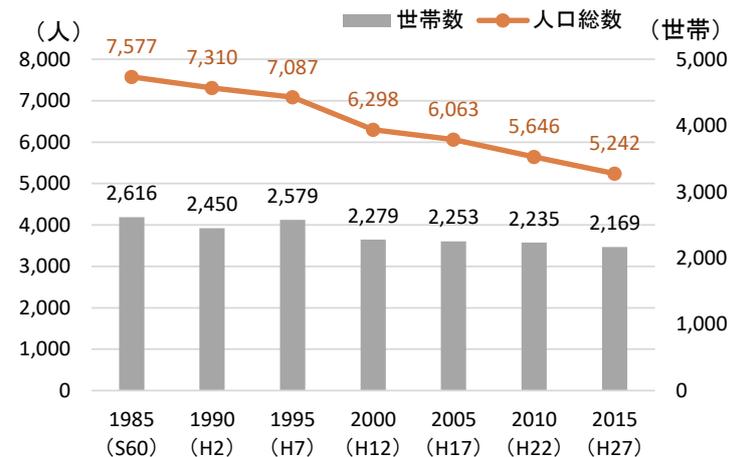
2. 人口と世帯

(1) 人口・世帯の動向

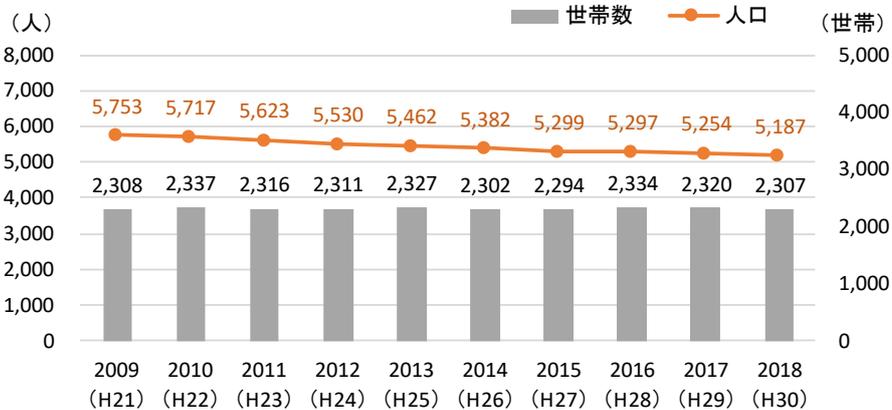
人口は平成7年から12年にかけて急激に減少しましたが、近年はゆるやかに減少を続けています。世帯数は、横ばいの状態が続いてきましたが、平成12年以降再び減少しています。

住民基本台帳の最近10年間の推移をみると、世帯数が増加した年もありますが、人口、世帯数ともに微減の状態が続いています。

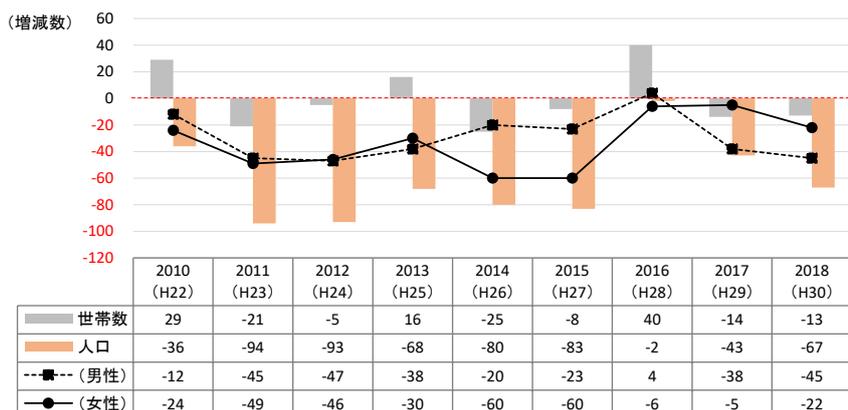
■ 標津町 人口・世帯数の推移（国勢調査）



■ 標津町 人口・世帯数の推移（住民基本台帳 各年3月）



■ 標津町 人口・世帯数の年間増減推移（住民基本台帳）



(2) 人口特性

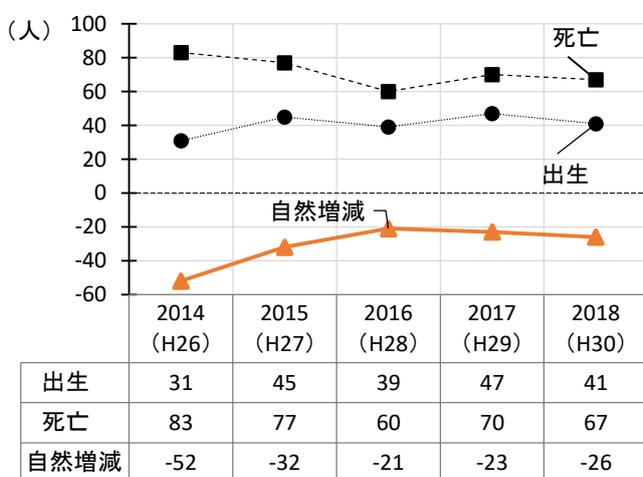
①人口動態

人口の自然増減は、平成 26 年に死亡数が出生数より 2 倍以上に上回りましたが、それ以後は差が縮まったもののマイナスが続いています。

社会増減は、平成 28 年に転入が転出をわずかに上回りましたが、それ以外は常に転出が転入を上回り、マイナスとなっています。人口減少の歯止めに向けては、今後の移住・定住の推進による転入者の増加や、子育て支援諸施策による出生率の向上等による自然増が期待されます。

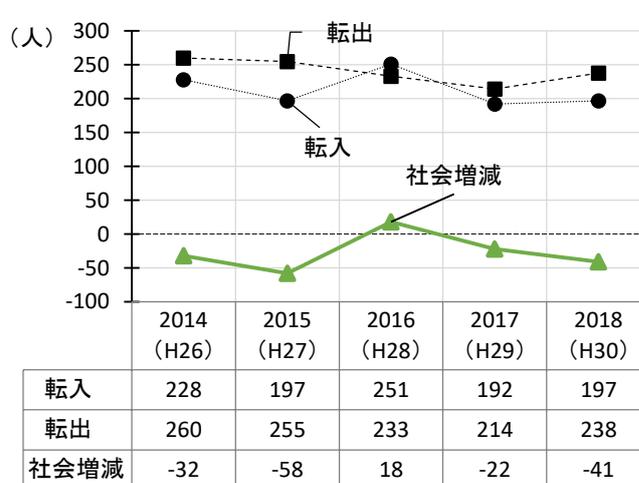
■標津町 人口・自然増減の推移

(町資料：住民基本台帳 各年 3 月末)



■標津町 人口・社会増減の推移

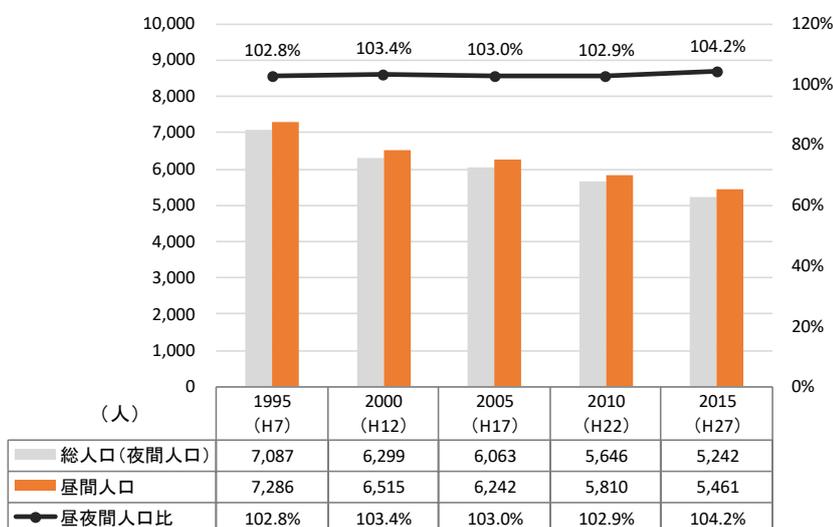
(町資料：住民基本台帳 各年 4～3 月)



②昼間人口の推移

近年昼間人口は夜間人口（定住人口）をわずかに上回って、推移しています。変動は少なく、人口流動の少ない安定的な地域事情にあります。

■標津町 昼間人口の推移（国勢調査）

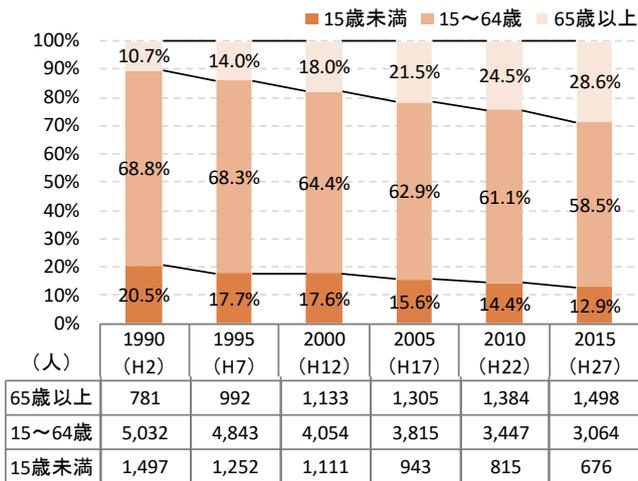


③ 年齢構造の状況

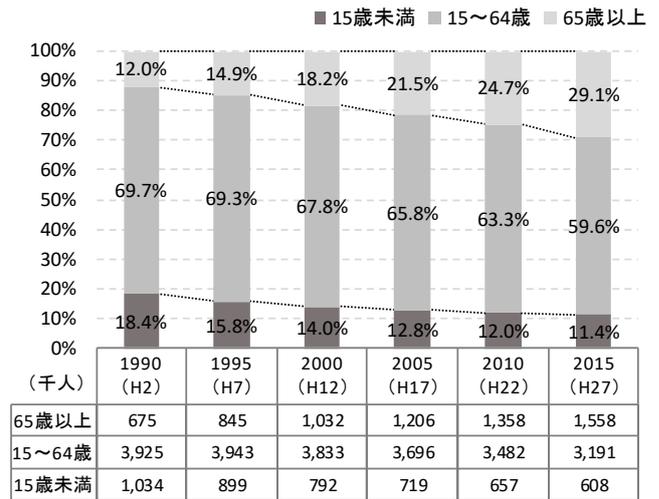
年齢別人口は標津町と北海道ともに、15歳未満、及び15歳以上65歳未満の人口は減少し、65歳以上の人口が増加しています。

65歳以上の人口は、平成2年から平成27年で約2倍近くになっており、割合では平成2年の1割強から平成27年には3割近くと、3倍近くになっています。

■ 標津町 年齢別人口の推移（国勢調査）
（年代不詳を含まず）



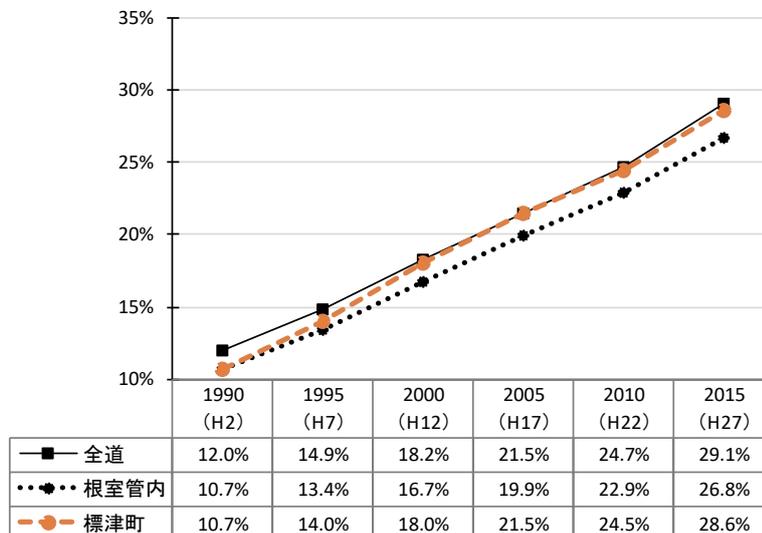
■ 北海道 年齢別人口の推移（国勢調査）
（年代不詳を含まず）



④ 高齢化の状況

65歳以上の高齢者人口の割合は、この25年間で約2.7倍に増加し、高齢者人口比率は3割近くになっており、町全体の人口が減少傾向にあるなかで、高齢者人口は実数・比率ともに増加しています。

■ 標津町 高齢者人口比率の推移（国勢調査）



(3) 世帯特性

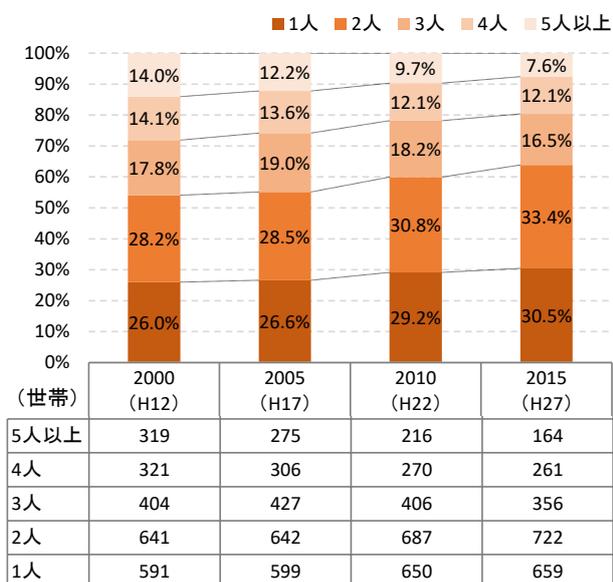
① 世帯人員の動向

標津町でも世帯のコンパクト化が進行し、1世帯あたり人員は減少傾向にあります。
標津町・北海道ともに、単身世帯と2人世帯が、世帯数・割合ともに増加しています。

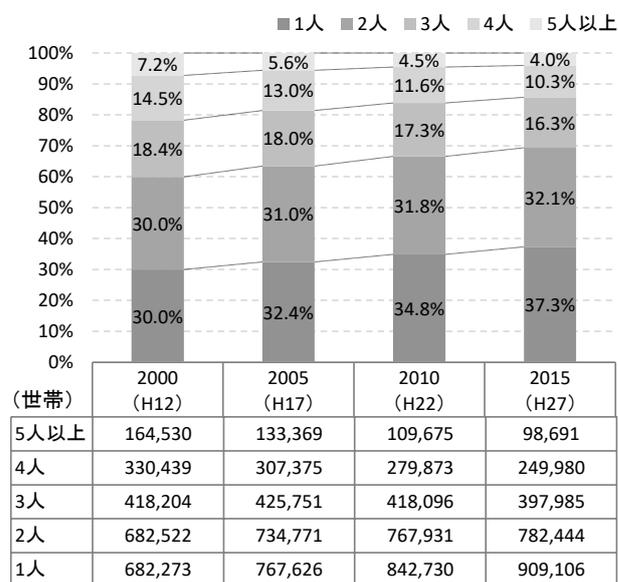
■ 標津町 1世帯あたり人員の推移 (国勢調査)



■ 標津町 世帯人員の推移 (国勢調査)
(世帯人員不詳を含まず)



■ 北海道 世帯人員の推移 (国勢調査)
(世帯人員不詳を含まず)

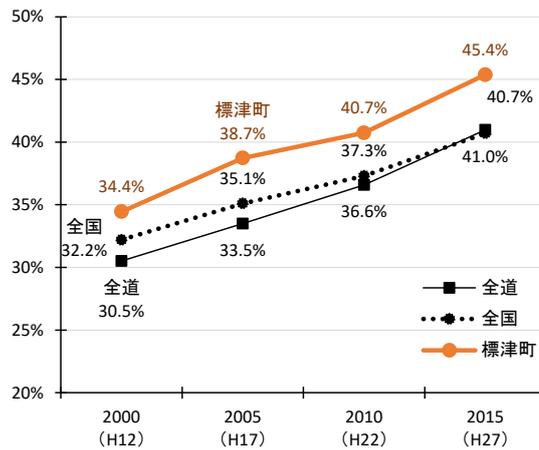


② 高齢者のいる世帯の状況

65歳以上の高齢者のいる世帯の割合は、全国的に増加傾向にあります。

標津町の割合は常に全国・全道より高く、平成27年度では平成12年度より3割増の45%と上昇しています。

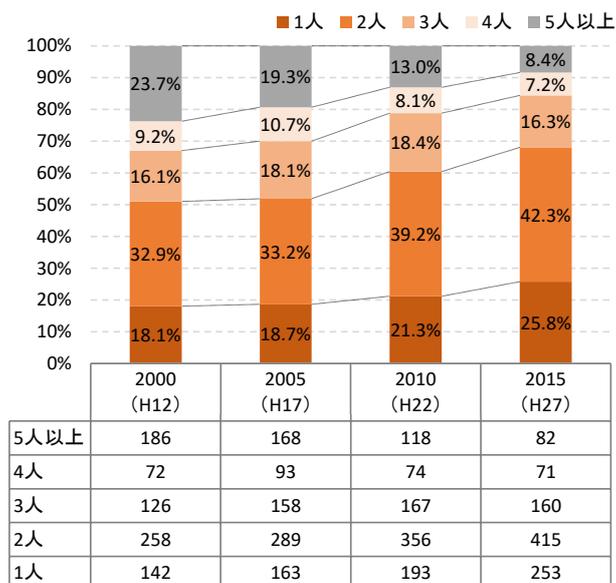
■ 標津町 高齢者のいる世帯比率の推移（国勢調査）



③ 高齢者のいる世帯の世帯人員の状況

高齢者のいる世帯の世帯人員は、単身世帯と2人世帯が増加しており、単身世帯と2人世帯を合わせると、平成12年度では約5割でしたが、平成27年度には約7割となっています。

■ 標津町 高齢者のいる世帯比率の推移（国勢調査）
（世帯人員不詳を含まず）



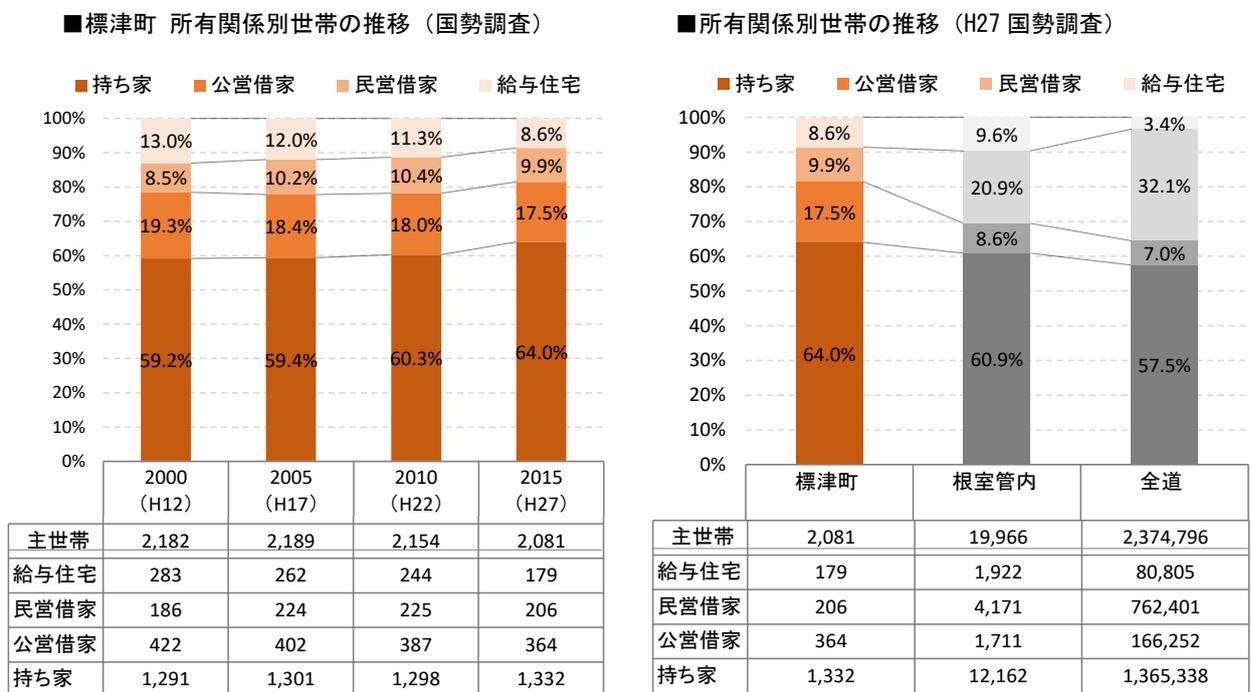
3. 住宅事情

(1) 所有関係別世帯の状況

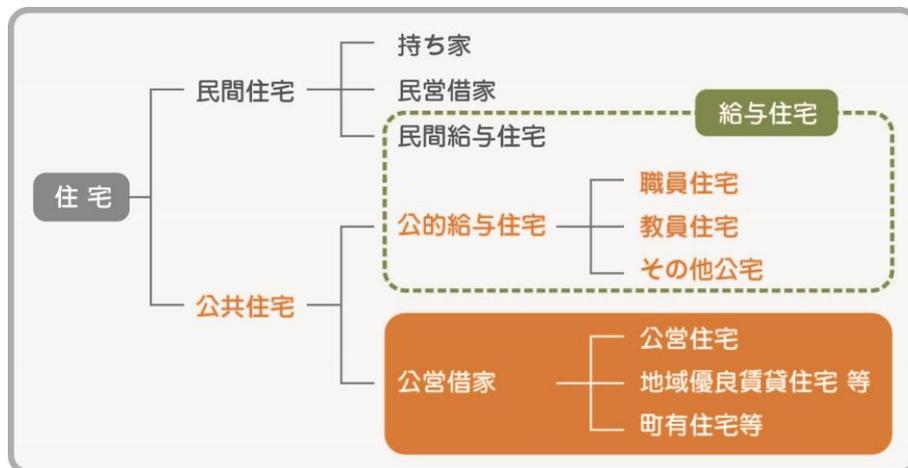
① 所有関係別世帯の推移

「主世帯」（住宅に住む世帯）数は微減の傾向にあります。所有関係別世帯数をみると「持ち家」世帯は増加している一方で、「公営借家」「給与住宅」は減少、「民営借家」は平成12年と比較するとわずかに増加しています。

また、標津町は管内・全道平均に比べて民営借家率が低く、公営住宅借家率が高いことが特徴です。



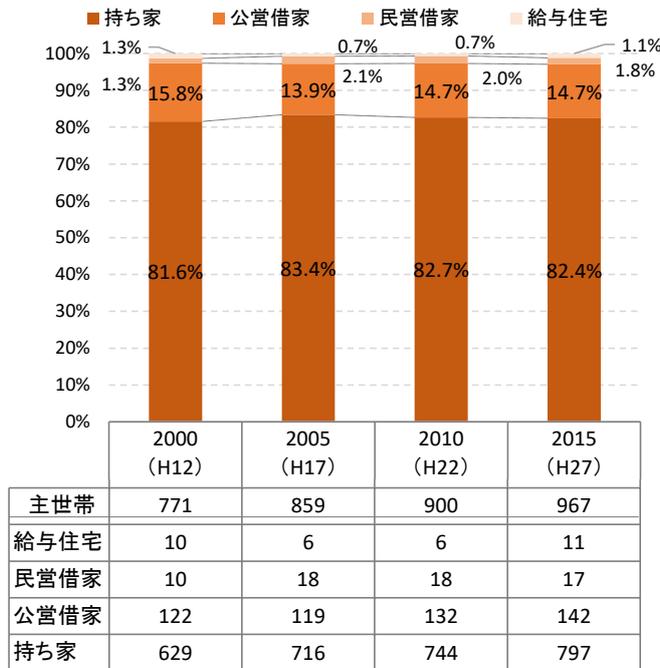
【参考：所有関係別住宅の関係】



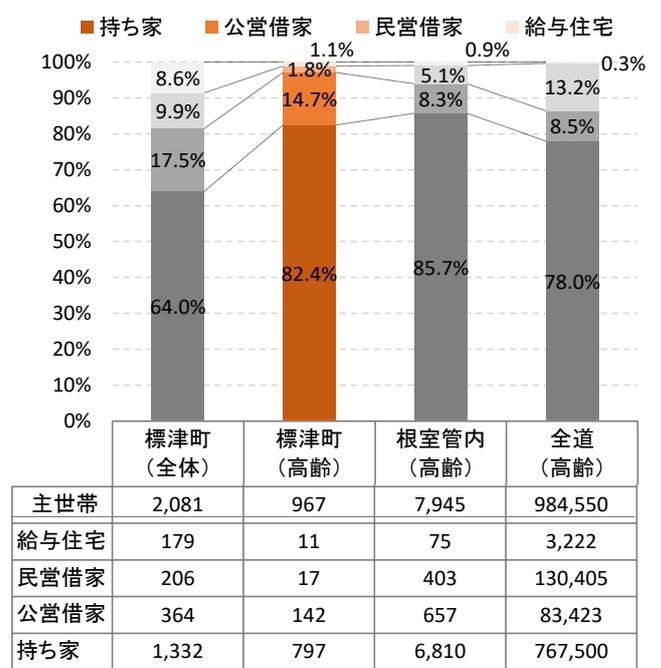
②高齢者のいる世帯の居住状況

65歳以上の高齢者のいる世帯の居住状況をみると、「持ち家」が約8割と多く、やや増加の傾向にあります。平成27年度の公営住宅への入居率は15%と、管内平均・全道平均と比べて高いことが特徴です。

■ 標津町 高齢者のいる世帯比率の推移（国勢調査）



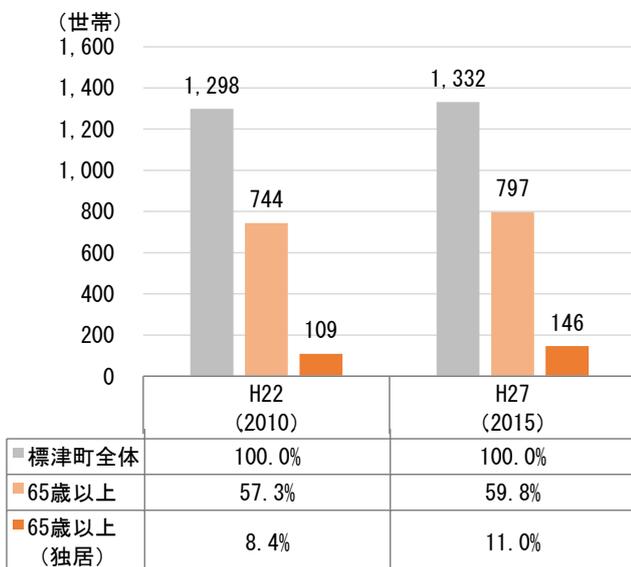
■ 高齢者のいる世帯比率の推移（H27 国勢調査）



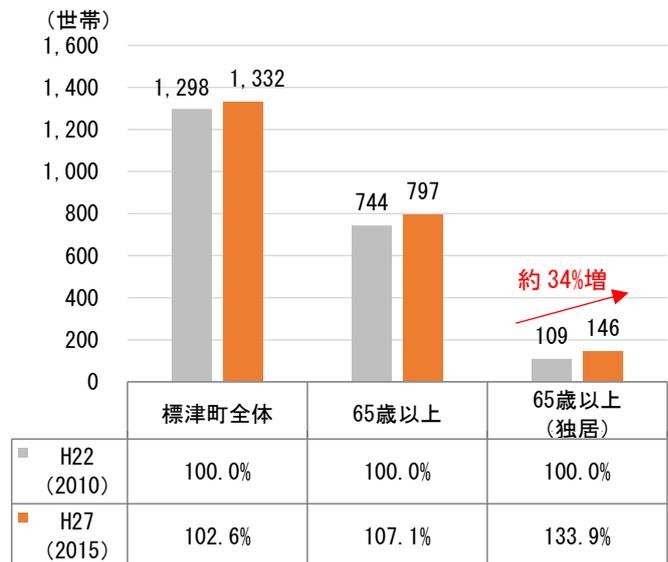
②高齢者独居の持ち家の状況

高齢者独居の「持ち家」の状況は、H22からH27で約34%の増加となっており、将来的には「空き家の増加」が想定されます。また、「見守り・要援護の強化」、「サービス付き高齢者向け住宅の強化」、「空き家対策の推進」は必至と想定できます。

■ 標津町 高齢者独居の持ち家の状況推移（国勢調査）



■ 標津町 高齢者独居の持ち家の状況推移（国勢調査）



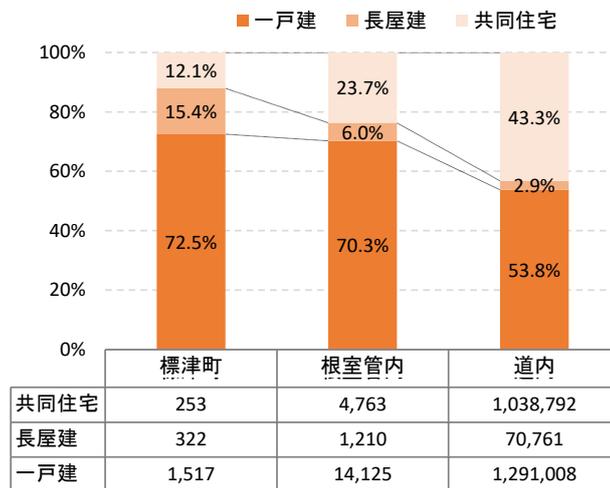
(2) 住宅の概要

① 住宅の建て方別状況

住宅の建て方は戸建てが約7割を占め、管内平均とほぼ同じ状況です。

長屋建てが約2割と、管内平均、全道平均を上回り、共同住宅率が1割程度と低いことが特徴です。

■ 住宅の建て方別世帯数の比較



(3) 民間住宅の状況

① 住宅の建設状況

標津町の民間住宅の建設工事届けの状況をみると、届け出件数は各年度で様々ですが、全体的に町外業者の割合が多くなっています。

■ 標津町 民間住宅の建築工事届の推移 (町資料)



※建築工事届から増築と公共の建物を除いた件数

② 民間の借家ストック

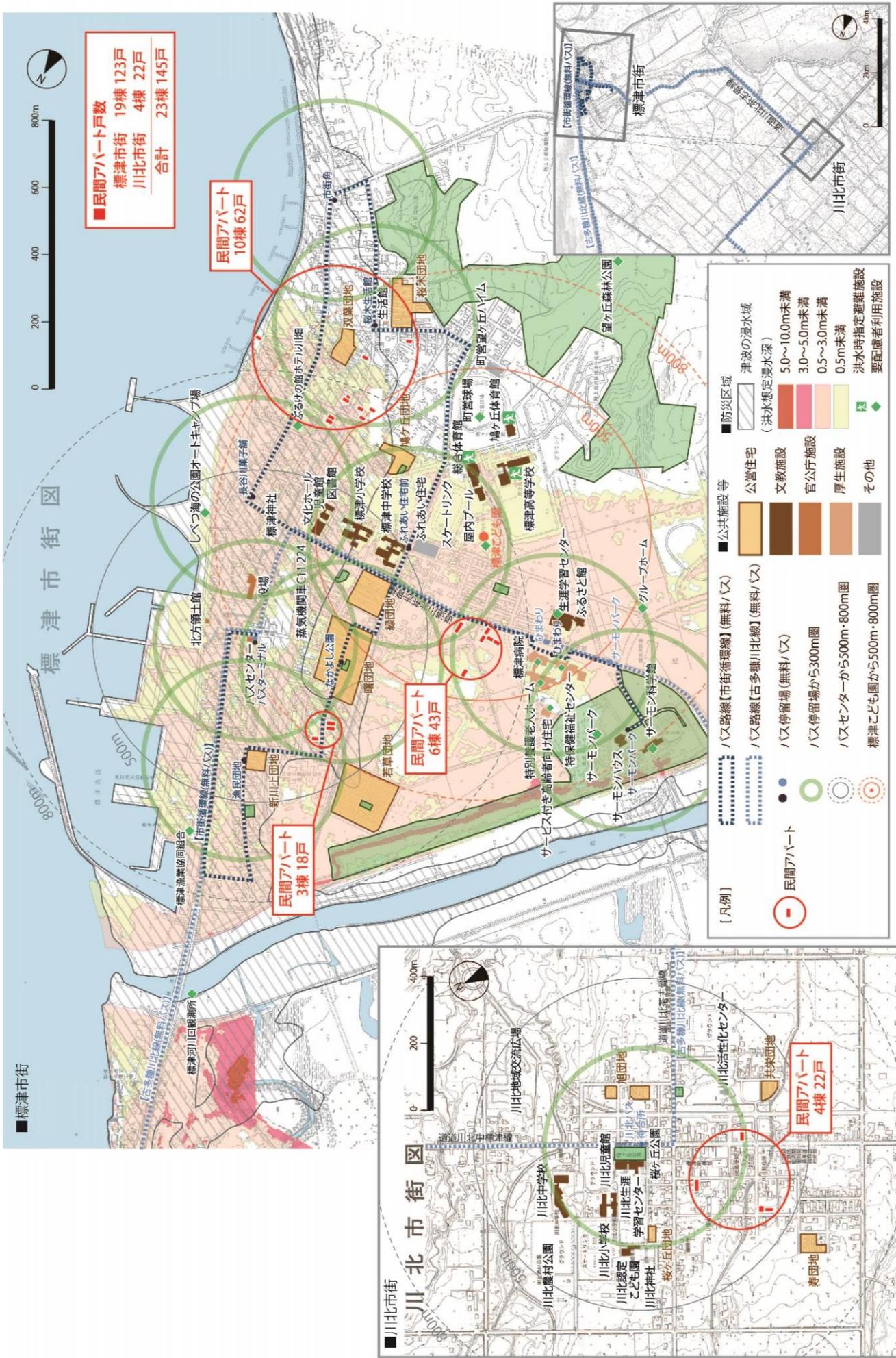
標津町の所有関係別世帯数では、民営借家に居住する世帯が増加傾向にあります。民営借家は現在、標津市街 19 棟 123 戸、川北市街 4 棟 22 戸の合計 23 棟 145 戸となっています。

昭和に建設されたアパートは 3 棟 18 戸、平成に入ってからでは 20 棟 127 戸となっており、その他、標津町では戸建ての住宅も借家として利用されています。標津町にある民間アパートの概略は以下の通りです。

■ 標津町民間アパート概要一覧 (町資料 令和元年 7 月 3 日現在)

地区	構造/階数	戸数	建築年度	最低家賃			最高家賃			設備状況
				賃貸料	室タイプ	床面積	賃貸料	室タイプ	床面積	
標津市街	木造/2階	1棟6戸	S62	20,000	1L	24.8㎡	42,000	2LDK	40.9㎡	ユニットバス、水洗トイレ、照明器具、電気温水器
	木造/2階	1棟6戸	S63	25,000	1L	24.8㎡	36,000	2LDK	40.9㎡	ユニットバス、水洗トイレ、照明器具、電気温水器
	木造/2階	1棟6戸	H4	33,000	1L	28.9㎡	55,000	2LDK	56.2㎡	ユニットバス、水洗トイレ、照明器具、電気温水器
	木造/2階	1棟4戸	H5	45,000	2LDK	46.3㎡	48,000	2LDK	46.7㎡	ユニットバス、水洗トイレ、照明器具、電気温水器
	木造/2階	1棟6戸	H9	47,000	1LDK	35.6㎡	49,000	1LDK	36.8㎡	ユニットバス、水洗トイレ、照明器具、電気温水器
	木造/2階	1棟6戸	H11	45,000	1LDK	35.6㎡	47,000	1LDK	36.8㎡	ユニットバス、水洗トイレ、照明器具、電気温水器
	木造/2階	1棟8戸	H13	48,000	1LDK	40.5㎡	49,000	1LDK	40.5㎡	ユニットバス、水洗トイレ、照明器具、電気温水器、物置
	木造/2階	1棟8戸	H16	50,000	1LDK	40.5㎡	52,000	1LDK	40.5㎡	ユニットバス、水洗トイレ、照明器具、電気温水器、物置
	木造/2階	1棟8戸	H12	45,000	1LDK	37.1㎡	45,000	1LDK		ユニットバス、水洗トイレ、暖房器具、照明器具
	木造/2階	1棟6戸	S63	40,000	1LDK	49.5㎡	40,000	1LDK	49.5㎡	ユニットバス、水洗トイレ、暖房器具、照明器具
	木造/2階	1棟6戸	H1	40,000	1LDK	40.0㎡	40,000	1LDK	40.0㎡	ユニットバス、水洗トイレ、暖房器具、照明器具
	木造/平家	1棟7戸	H3	45,000	1LDK	32.8㎡	45,000	1LDK	32.8㎡	ユニットバス、水洗トイレ、暖房器具、照明器具
	木造/2階	1棟6戸	H4	50,000	1LDK	32.8㎡	50,000	1LDK	37.2㎡	ユニットバス、水洗トイレ、暖房器具、照明器具
	木造/2階	1棟6戸	H6	30,000	1LDK	32.4㎡	30,000	1LDK	32.4㎡	ユニットバス、水洗トイレ、暖房器具、照明器具
	木造/2階	1棟6戸	H28	50,000	1LDK	41.4㎡	55,000	1LDK	49.6㎡	ユニットバス、水洗トイレ、暖房器具、照明器具
	木造/2階	1棟8戸	H17	45,000	1LDK	43.3㎡	45,000	1LDK	43.3㎡	ユニットバス、水洗トイレ、暖房器具、照明器具
木造/2階	1棟8戸	H18	45,000	1LDK	43.3㎡	53,000	2LDK	57.8㎡	ユニットバス、水洗トイレ、暖房器具、照明器具	
木造/2階	1棟8戸	H20	48,000	1LDK	43.3㎡	58,000	2LDK	57.8㎡	ユニットバス、水洗トイレ、暖房器具、照明器具	
木造/2階	1棟4戸	H24	46,000	1LDK	36.6㎡	48,000	1LDK	44.7㎡	ユニットバス、水洗トイレ、暖房器具、照明器具	
合計						19棟 123戸	(1LDK: 85戸、2LDK: 38戸)			
川北市街	木造/2階	1棟10戸	H2	28,000	1LDK	29.1㎡	32,000	1LDK	34.0㎡	ユニットバス、水洗トイレ、照明器具、(暖房器具)、物置
	木造/2階	1棟6戸	H10	38,000	1LDK	24.8㎡	55,000	2LDK	64.5㎡	ユニットバス、水洗トイレ、照明器具、暖房器具、物置
	木造/2階	1棟2戸	H14	45,000	2LDK	50.3㎡	45,000	2LDK	50.3㎡	ユニットバス、水洗トイレ、照明器具、暖房器具、物置
	木造/2階	1棟4戸	H16	48,000	2LDK	65.0㎡	48,000	2LDK	65.0㎡	ユニットバス、水洗トイレ、照明器具、暖房器具、物置
合計						4棟 22戸	(1LDK: 10戸、2LDK: 12戸)			
合計						23棟 145戸	(1LDK: 95戸、2LDK: 50戸)			

■民間アパート配置図



(4) 公共住宅（公営借家）の状況

① 公営住宅

現在標津町で「公営住宅法」により、整備・管理している公営住宅は、13 団地 419 戸あります。7 団地 364 戸は標津市街、4 団地 43 戸は川北市街、2 団地 12 戸は古多糠、薫別にそれぞれ建設されています。

構造のほとんどは準耐火構造で（平成4年建設までは「簡易耐火構造」という）、木造は1割程度です。平屋建てが8割を超え、2階が建て2割弱で、3階以上の住宅はありません。

建設年代は昭和に建設されたものが7割を超えており、耐用年限を超過した住宅が7割を超え、浴室のない住宅が2割近くあるなど、更新を必要とする住宅が多い状況です。

最も新しい団地は平成24年～30年に建設された「鳩ヶ丘団地」となっています。

簡平：簡易耐火構造平屋建
簡2：簡易耐火構造2階建
準2：準耐火構造2階建
木平：木造平屋建
※H4以前建設を簡易耐火構造、
H5以降建設を準耐火構造という。

■ 昭和40～50年代の平屋建て公営住宅



双葉団地（最も古い団地）
（S40・41）簡平



曙団地
（S50～57）簡平



桜木団地
（S43～46）簡平

■ 昭和60年代の木造公営住宅



若草団地
（S61～63）木平



寿団地
（S61・62）木平

■平成年代に建設された2階建ての公営住宅



若草団地
(H1~4) 簡2



緑団地
(H5~9年) 準2

■近年建設されている木造平屋建て公営住宅



旭団地
(H22~26) 木平



鳩ヶ丘団地
(H24~30) 木平

■川北市街の公営住宅



共栄団地
(S47~49) 簡平

■古多糠地区の公営住宅



古多糠団地
(S50) 簡平

■薫別地区の公営住宅



薫別団地
(S50・54) 簡平

② 地域優良賃貸住宅等

標津町では現在、地域優良賃貸住宅等はありませんが、今後、地域優良賃貸住宅等の整備について検討する予定となっています。

※地域優良賃貸住宅：高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯等、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する、居住環境の良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成や家賃の減額に対する助成を行う制度。

③ その他の町有住宅

標津町では「公営住宅」の他に、町で独自に整備・管理している 2 つの町有住宅『ふれあい住宅』と『町営望ヶ丘ハイム』があります。

『ふれあい住宅』（9棟 18戸）は、平成6年に母子・父子家庭等向けの低家賃住宅として運用開始されました。現在の入居状況は、全 18 戸中 6 戸となっており、残る 12 戸は老朽化のため入居を制限している状況となっています。また、周辺には「こども園」、「小中学校」、「総合体育館」などの文化施設が近接しており、今後の子育て支援の環境としても理想的な立地条件となっています。

『町営望ヶ丘ハイム』（1棟 10戸）は、平成28年に購入した旧自衛隊官舎を改修し、子育てや移住世帯などを入居対象として、平成29年に標津町政策パッケージの重点事業（人口減少時代に挑戦する政策パッケージ）として供用を開始しました。間取りは全戸3LDKとなっており、入居要件としては「夫婦で2人以上の世帯」、「入居世帯員の合計収入が基準以上」、「町税の滞納などがない」、「暴力団関係者以外」となっています。また、一般世帯と減額世帯があり、減額世帯の対象者は、「子育て世帯（中学生以下の子どもがいる）」、「若夫婦世帯（世帯主が35歳以下の夫婦世帯）」、「移住世帯」となっています。



ふれあい住宅
(H6 運用開始)



町営望ヶ丘ハイム
(H28 改修、H29 供用開始)

Ⅱ 住宅施策の現状と課題

1. 上位関連計画にみる住宅施策

計画の策定にあたり、標津町のまちづくりや住宅施策に関わる上位計画、関連計画を踏まえておく必要があります。ここに、それら計画を概略します。

(1) 上位計画

① 標津町ふるさと新生プラン「ステップⅡ」(平成23年度)

まちづくりのシンボルテーマ

海・山・川・大平原がおりなす 感動の大地・標津町
協働が咲かせる小さくてもキラリと光る定住地域

< 町民参加でつくりあげた「まちづくり計画」 >

- ① 活力ある産業のまちづくり
- ② 環境と暮らし対策
- ③ 人と文化が育つまちづくり
- ④ 快適で住みよいまちづくり

[行動計画]

- 旭団地公営住宅建替事業
- 鳩ヶ丘団地公営住宅建設事業
- 公営住宅個別改善事業(若草団地)
- 公営住宅計画修繕事業
- 建築物耐震改修促進計画
- 住宅取得支援事業
- 住宅リフォーム支援事業

- ⑤ 町民と協働のまちづくり

② 標津町人口ビジョン及び総合戦略（令和2年2月見直し中）

本町では平成27年度に「標津町人口ビジョン及び総合戦略」を策定し、現在見直し中です。平成26年度にスタートした「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」に基づき実践することとし、人口・過疎対策を図っています。

○将来展望の期間：令和42年（2060年）まで

○総人口の展望：令和12年（2030年）4,621人、令和22年（2040年）4,046人
令和32年（2050年）3,517人、令和42年（2060年）3,071人

※令和2年2月現在の速報値

○3つの政策分野に関わる事業

- (1) 結婚・子宝・子育ての政策 【若い世代の結婚・出産等の理想・希望を叶える】
- (2) 定住・移住・暮らしの政策 【このまちで暮らしたい、暮らし続けたい希望を叶える】
- (3) 産業・経済の政策 【生産基盤を高め、地域の資源を活かし、人の流れを変える】

●「定住・移住・暮らしの政策」の目標・方向性

- ・基本目標：「暮らしやすい、暮らし続けたい生活環境をつくる」
- ・数値目標：5年で40人（指標：転入者増）
- ・基本的方向：
 - ・本町で暮らしたい、本町で暮らし続けたいという希望を叶えるため、住みやすい生活環境基盤を整備する。
 - ・住環境を整備するための経済的支援や、安心して暮らすための自然災害対策を推進する。
 - ・高齢者が安心して暮らし、地域で元気に活躍できるよう、医療や福祉・地域等によるネットワークの強化を図る。
 - ・近隣自治体から通勤・通学する人が本町に魅力を感じる政策、本町から他の自治体に転出しようとする人が思いとどまるような定住社会を目指すものとする。
- ・具体的な施策：
 - 【住環境支援などによる定住対策】
 - ・本町に定住するための住環境の整備に対する支援や福祉施設の充実を図る。
 - 【住宅確保への支援や情報の発信などの移住対策】
 - ・本町に移住するための住宅確保の支援や移住を検討する際に必要な情報の提供等を行う。
 - 【安全・安心・快適に暮らすことができる政策】
 - ・本町で安全・安心に暮らせることができるよう自然災害対策を推進するとともに、快適に健康で暮らせる町民サービスの充実や未来を担うリーダーづくりを図る。また、高齢者の暮らしを地域で支える体制を構築する。

③「人口減少時代に挑戦する 政策パッケージ 2019」 3つの戦略プランと30の事業

●結婚・子宝・子育ての政策

04. 幼保連携型こども園を活用した子育て支援

●定住・移住・暮らしの政策

- 10. 住宅取得助成
- 11. 住宅リフォーム助成
- 12. 住まい・暮らしの資源の利活用

- 13. あんしんサポートセンターによる地域での支えあい
- 14. 高齢者福祉施設利用者の負担軽減
- 19. 地域防災計画による防災・減災対策

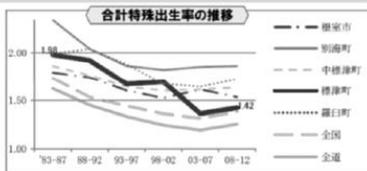
本計画に直接関連する施策
 本計画に間接的に関連する施策

北海道の「子育て支援」 人口減少時代に挑戦する政策パッケージ2019 人口対策重点30事業 赤枠はH31から新規または拡充した事業

結婚・子宝・子育ての政策

【若い世代の結婚や出産等の理想・希望を叶える】

- 1 出会い活動の応援強化**
 - 専門職員の配置、関係団体との連携強化による出会いの場の提供ほか
- 2 あんしん出産の支援**
 - 道路通行止め情報の提供や、妊婦健診や出産に係る交通費、宿泊費の一部を支給
 - 産婦健診、産後ケア事業、新生児聴覚検査費助成
- 3 出産祝い金の給付**
 - 第1子5万円、第2子10万円、第3子以降50万円を給付
- 4 幼保連携型こども園を活用した子育て支援**
 - 保育園・幼稚園・親子交流館・母子通園センターの機能を集約した「こども園」を活用し、子育て支援を推進
- 5 こども園の保育料等の無料化または負担軽減**
 - 3歳以上は無料化、3歳未満は国基準の1/4に減額し、保護者負担を軽減
- 6 未来を担う児童・生徒の育成支援**
 - 児童・生徒向け、他自治体の児童・生徒との交流促進により、キャリア学習を推進
 - 幼児期における運動習慣、体力づくりの推進
- 7 小、中学生の学習教材費の助成**
 - 資料や実験材料等に係る保護者負担分を助成
 - 小学生5,800円/年、中学生11,200円/年
- 8 高校生までの医療費助成**
 - 中学生までの医療費無料化（平26開始）
 - 平27から対象を高校生までに拡大
- 9 種津高校での学びの支援**
 - 教科書・制服代相当5万円支給、町内外バス通学費全額助成、国立大学入学金相当30万円支給、医療費無料の町外通学者対象、修学旅行費の支援ほか



定住・移住・暮らしの政策

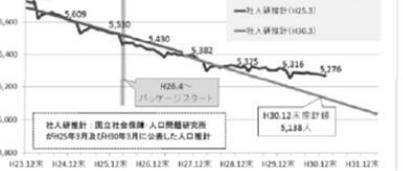
【このまちで暮らしたい、暮らし続けたい希望を叶える】

- 10 住宅取得助成**
 - 住宅新築 最高300万円を助成
 - 中古取得 最高100万円を助成
- 11 住宅リフォーム助成**
 - 最高50万円を助成
 - 町内業者の施工に限定
- 12 住まい・暮らしの資源の利活用**
 - 空き家や遊休施設等の資源を利活用
 - 建築や福祉、防災、移住等の政策間連携を図る
- 13 あんしんサポートセンターによる地域での支えあい**
 - 高齢者の日常生活での困りごとに対し、地域での支えあいの輪を広げる活動を推進
- 14 高齢者福祉施設利用者の負担軽減**
 - グループホーム等の利用者の負担軽減のため、家賃等の一部を助成
- 15 介護予防事業の推進**
 - 高齢者が健康で生きがいをもって暮らす地域づくりを図るため、「いきいき百歳体操」等を実践
- 16 16つ健康ポイント事業の推進**
 - 「健康ポイント事業」により健診や運動事業への参加を促し、全町的な健康増進を図る。平31から運動事業を拡充
- 17 若者健診・保健指導の推進**
 - 16～39歳を対象に健診・保健指導を実施するほか、小中学生の生活習慣病予防検診を実施
- 18 医療技術者等の確保**
 - 町で勤務する医療技術者等を養成・確保するため、修学資金及び就業支援金の貸付制度を創設
- 19 地域防災計画による防災・減災対策**
 - 避難路や防雲機の整備のほか、河川災害防止、情報発信、防災教育などにより災害に強いまちづくりを推進
- 20 開かれた行政の推進**
 - 子育て世代、高齢世代や女性や青年の声を聴く体制づくりを推進
- 21 ふるさとの未来を担うリーダーづくり**
 - 16つ未来塾でのリーダー育成及び若者と町内外関係団体との連携・ネットワークづくり

産業・経済の政策

【生産基盤を高め、地域資源を活かし、人の流れを変える】

- 22 新しい農業経営者づくり**
 - 就農予定者研修支援
 - 就農体験者受け入れ強化
- 23 農業協同組合法人の支援**
 - TMPセンターの設置を支援
 - 複数戸による農業法人の設立を支援
- 24 水産資源対策の強化**
 - 沿岸漁業等環境調査の実施
 - ナマコ種苗放流事業
 - ホッケイシマエビ資源管理調査など
- 25 種津ブランドづくり**
 - ブランドづくり事業の推進
 - 製品開発、販売促進の強化
- 26 種津川の環境保全等**
 - 種津川の環境保全対策の強化
 - 種津川の水深確保の要請
- 27 起業支援補助**
 - 補助金上限300万円
- 28 再生可能エネルギーの活用等**
 - エネルギーの有効活用
 - 誘致財源の有効活用
- 29 交流人口の拡大による地域の活性化**
 - 地域連携による都内物産展や大学との連携事業
 - 体験交流の実践による地域経済の活性化
- 30 情報発信の強化等**
 - まちの情報発信力を強化
 - 地域おこし協力隊による地域活力の創出



(2) 関連計画

① 標津町 耐震改修促進計画（平成 20 年 2 月）

標津町では平成 19 年度に、大地震が発生した場合の建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命・財産の被害を未然に防止するため、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することを目的に、「標津町住宅・建築物耐震促進計画」策定しています。

平成 19 年 10 月現在、民間住宅の耐震化の現状は以下のとおりとなっています。町では、耐震化率を平成 27 年までに約 9 割とすることを目標とし、耐震化に努めることとしています。

項目	A. 住宅の耐震化の状況 *1	B. 目標 (平成 27 年)	増減 (B - A)	備考
a 総数	1,733	2,200*2	467	
b 耐震性あり	1,146	1,980	1,152	
c 耐震性なし	587	220	-685	
d 耐震化率 (b/a)	66.1%	9 割		国・道の目標に準じる

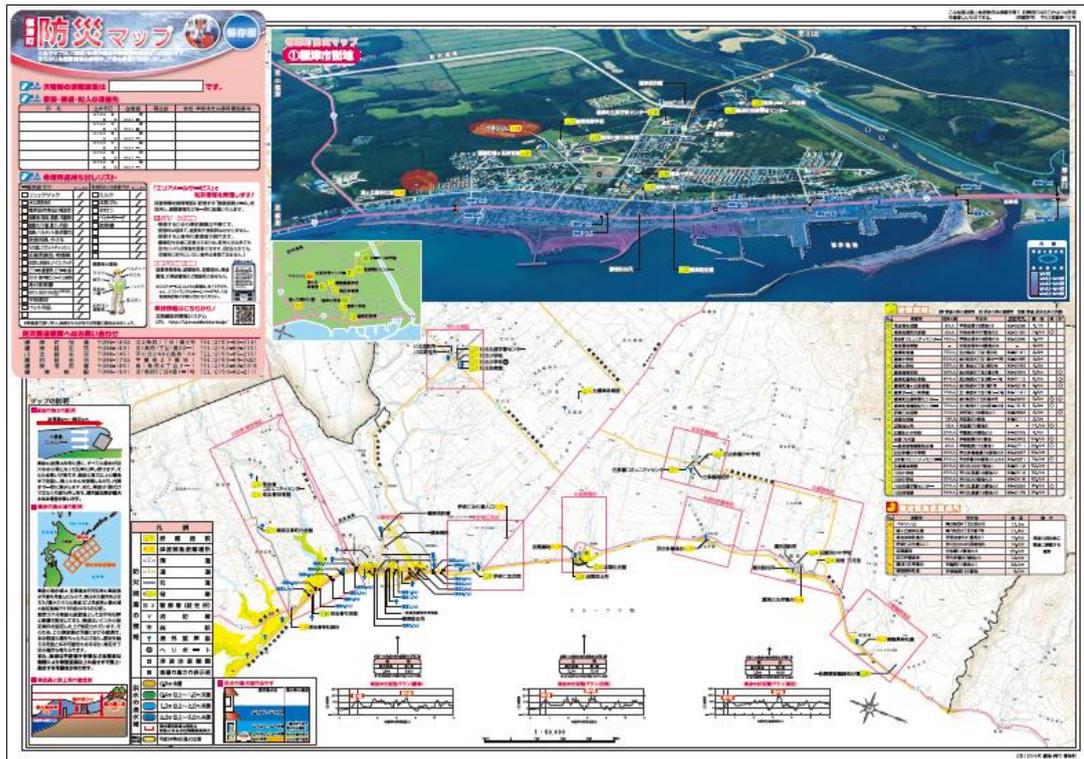
*1 住宅耐震化の状況に示す住宅合計（1,934 棟）より農家住宅（185 棟）・漁業者住宅（16 棟）を除いた住宅数。

*2 平成 27 年住宅数は、標津町ふるさと新生プラン（H18. 7）による世帯数を参考に設定した。

② 標津町地域防災計画（平成 20 年 3 月、平成 30 年 5 月改定）

町では平成 19 年度に「標津町地域防災計画」を策定、平成 30 年 5 月に改定しています。計画では災害時の対応や対策、避難場所や経路等について取り決めを行うと共に、津波に対する備えとしての「標津町防災マップ」や標津川の氾濫に対応する「標津川洪水ハザードマップ」を作成し、広く町民への周知を図っています。

■ ホームページ上でも見ることのできる「標津町防災マップ」（2012 年度版）



(3) 北海道住生活基本計画（平成 29 年 3 月策定）の概要

北海道住生活基本計画は、住宅施策の目標を「安全で安心な暮らしの創造」「北海道らしさの創造」「活力ある住宅関連産業の創造」の3つとしています。また、住宅施策の方向性として、次ページに示す8つを挙げています。

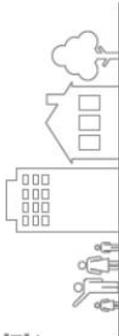
本計画においては、次の6つの方向性が重要な視点として関わるものと想定されます。

■北海道住生活基本計画の住宅施策の方向性（うち本計画において重要な視点）

<住宅施策の方向性>

- ❶ 若年世帯や子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現
- ❷ 地域で支え合い高齢者が安心して暮らせる住生活の実現
- ❸ 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保
- ❹ リフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新
- ❺ 空き家等の活用・適正管理の推進
- ❻ 魅力ある持続可能な住環境の維持・向上

北海道住生活基本計画の概要



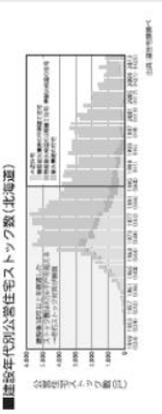
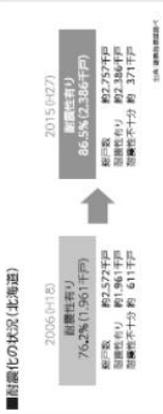
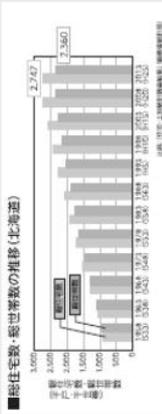
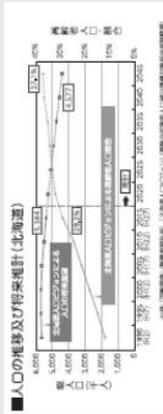
計画の目的と位置づけ

北海道における住生活の安定の確保等を目指し、住生活基本法に基づき都道府県計画として、北海道が定める計画です。＜計画期間：平成28年度～平成37年度（10年間）＞

北海道の住生活を取り巻く現状と課題

本道の住生活を取り巻く社会情勢について、現状と概ね今後20年間を見据えて課題を整理します。

- 全国を上回るスピードで進行する人口・世帯数の減少・少子高齢化
- 住宅ストックの削減、空き家の増大、公営住宅ストックの老朽化
- 地球負荷低減、地産など自然災害への対応
- 市町村・地方集落の維持保全、地域の住宅関連産業の振興



住宅施策の目標 → P3・4

魅力ある住まい方、住まひづくりの実現に向けた住宅施策の目標や住宅に関わる水準を定めます。

■住宅施策の目標

「安全で安心な暮らし」の創造

「北海道らしさ」の創造

「活力ある住宅関連産業」の創造

住宅性能水準

居住環境水準

居住面積水準

住宅施策の方向性 → P3・4

目標の達成に向けた住宅施策の方向性及びそれらに係る成果指標（→P6）を設定します。

- 1 若年世帯や子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現
- 2 地域で支え合い高齢者が安心して暮らせる住生活の実現
- 3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保
- 4 「きた住まひる」制度を活用した新たな住宅循環システムの構築
- 5 リフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新
- 6 空き家等の活用・適正管理の推進
- 7 地域を支える住宅関連産業の振興
- 8 魅力ある持続可能な住環境の維持・向上

住宅施策における重点的な取組 → P5

人口減少、空き家の増加など直面する課題に対応するため、本計画期間における以下の重点的な取組を定めます。

- 1 安心して子どもを生まみ育てることができる住まひ環境づくり
 - (1) 子育て世帯などに配慮した公営住宅などの供給促進
 - (2) 民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットの構築
- 2 空き家等を含む住宅ストックの活用や流通の促進
 - (1) 空き家情報バンクによる空き家の活用促進
 - (2) 住宅ストックの性能向上と流通促進に向けた仕組みづくり
- 3 子どもから高齢者まで誰もが地域で住み続けられる住環境や産業の形成
 - (1) 安心して住み続けられる地域づくりに向けた住宅の供給
 - (2) 地域を支える住宅生産体制の整備

公営住宅の役割と今後の方向性 → P6

公営住宅供給目標量（平成28年度～平成37年度） 91,000戸

住宅施策の推進に向けて

住宅施策の推進に向けて、主体の役割や主体間の協働・連携、関係計画との連携などを位置づけます。

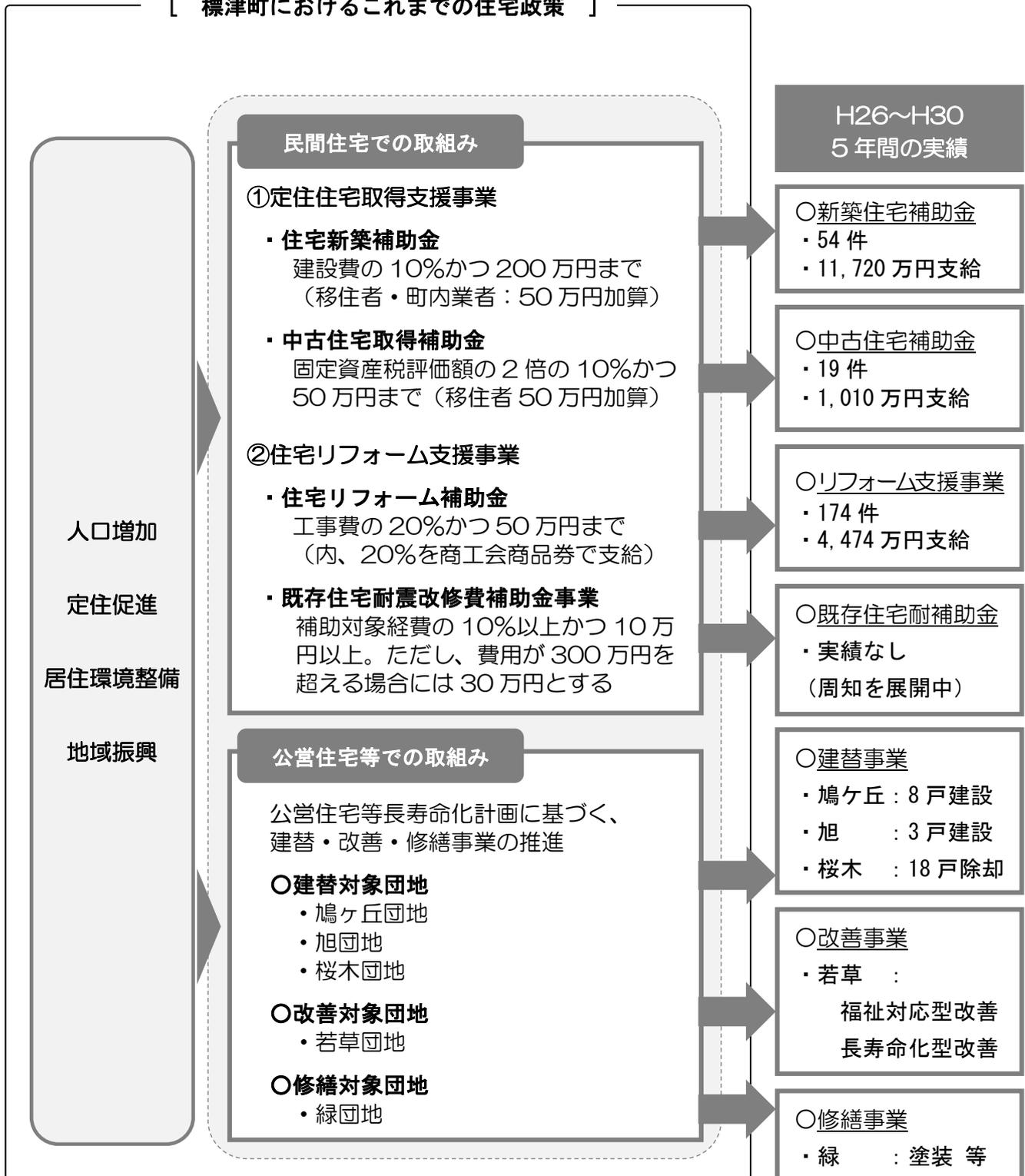
前計画（H20）の施策に合致する方針

今回計画に関わると想定される方針

(4) 標津町住宅施策の取組み状況（平成 26 年度～）

現在標津町では、町が抱える課題である、人口増加、定住促進、居住環境整備、地域振興に対応するための住宅政策として、民間住宅及び公営住宅等での取組みを進めてきています。その近年の実績は下記に示す通りです。

[標津町におけるこれまでの住宅政策]

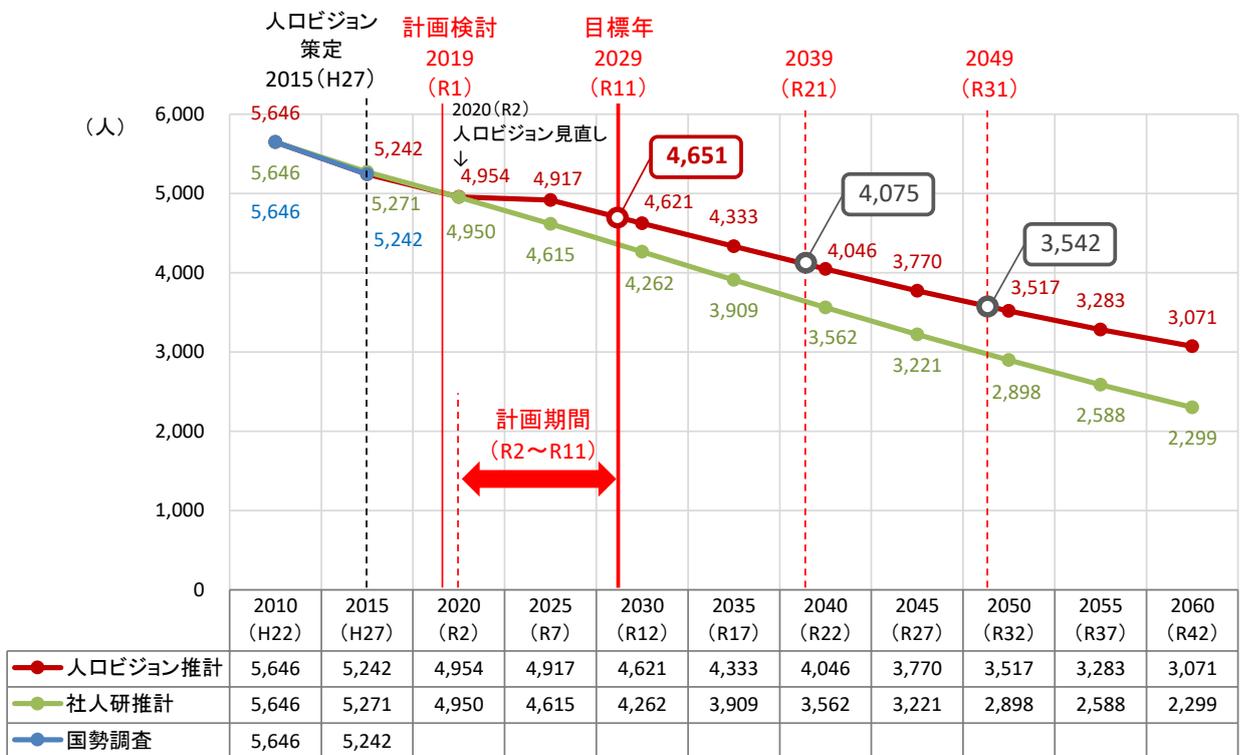


2. 将来フレームの設定

ここでは、人口・世帯の将来推計から将来の住宅状況を想定し、計画のフレームとします。
 将来の標津町の姿を想定するための参考として、標津町で行われている将来人口推計や、社団法人・北海道未来総合研究所、国立社会保障・人口問題研究所等で行っている推計などがありますが、本計画では、最近の国勢調査である平成27年度の結果を考慮し、また、「標津町人口ビジョン及び総合戦略（令和2年2月見直し中）」の推計値を採用し、標津町の世帯数の将来推計、住宅状況の将来推計を行います。

人口の将来推計にあたっては、目標年次を令和11年とし、「標津町人口ビジョン及び総合戦略（令和2年2月見直し中）」による推計値から目標年次の人口を割り出し採用しました。

■標津町の将来人口推計



※目標年 R11、R21、R31 の人口推定値は、人口ビジョンの数値を按分して算出した。

※「標津町公営住宅等長寿命化計画」においては、30年後を見据えた今後10年間の計画とします。

(1) 人口フレームの設定

「標津町人口ビジョン及び総合戦略（令和2年2月見直し中）」の推計値に基づき、目標年次の令和11年の将来人口フレームは、4,651人とします。

■標津町の将来人口フレーム

	国勢調査	人口ビジョン推計値			
	2015 (H27)	2029 (R11)	2039 (R21)	2049 (R31)	
総人口	5,242	4,651	4,075	3,542	

※目標年 R11、R21、R31 の人口推定値は、人口ビジョンの数値を按分して算出した。

(2) 将来世帯数の設定

世帯数の将来推計については、「標津町人口ビジョン及び総合戦略（令和2年2月見直し中）」で推計した将来推計と、「全道の平均世帯人員」の将来推計と「標津町の世帯人員」の関係から、目標年次の令和11年の将来世帯数は、1,996世帯とします。

■標津町の将来世帯数の設定

	国勢調査	人口ビジョン推計値			
	2015 (H27)	2029 (R11)	2039 (R21)	2049 (R31)	
総人口	5,242	4,651	4,075	3,542	
総世帯	2,169	1,996	1,767	1,552	

※目標年 R11、R21、R31 の人口推定値は、人口ビジョンの数値を按分して算出した。

(3) 所有関係別の将来世帯数の設定

将来世帯数の設定を踏まえ、目標年次の令和11年の将来主世帯数及び所有関係別世帯数は、以下の通りとします。

■標津町の将来主世帯数及び所有関係別世帯数の設定

	国勢調査	人口ビジョン推計値			
	2015 (H27)	2029 (R11)	2039 (R21)	2049 (R31)	
所有関係別					
持ち家	1,332	1,226	1,085	953	
公営借家 (内 公営住宅)	364	335 (319)	297 (281)	260 (244)	
民営借家	206	190	168	147	
給与住宅	179	165	146	128	
主世帯数	2,081	1,915	1,696	1,489	

※目標年 R11、R21、R31 の推定値は、人口ビジョンの数値を按分した人口推定値と、H27 国勢調査「北海道の1世帯当たりの世帯人員」、「標津町の主世帯数」、「所有関係別主世帯数」から算出した。

※公営住宅：主世帯数中の公営借家の割合 17.5%から、現在の町有住宅等の入居世帯数 16 戸を減じた数。

3. 現在の町の取組み

(1) 移住・定住のための住情報提供プロジェクト

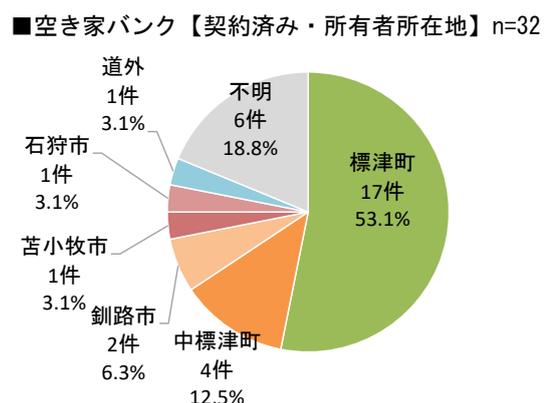
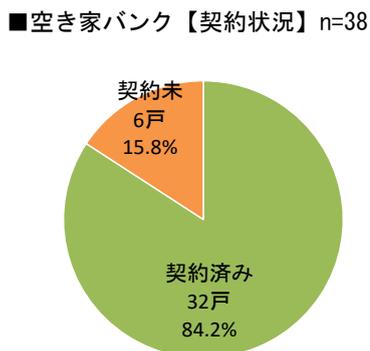
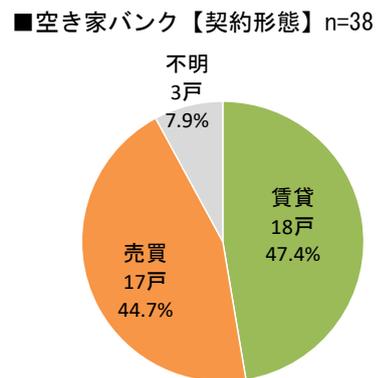
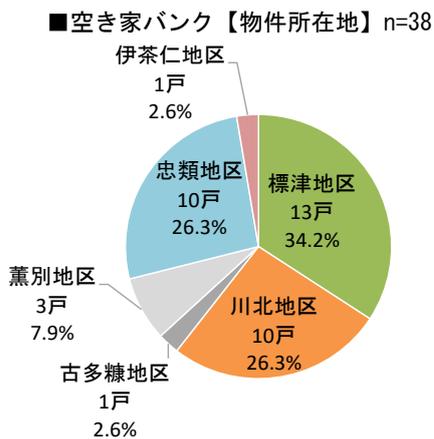
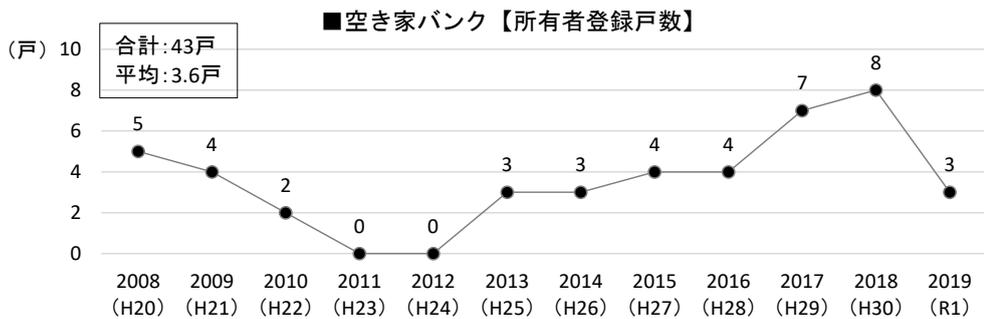
① 空き家・空き地バンクの実施（企画政策課）（町資料：令和元年8月現在）

現在、標津町では、町内の空き家・空き地の情報を収集し、標津町内への居住希望者や住宅建設用地を求めている方に情報提供することにより、移住・定住の促進と空き家・空き地の有効活用による地域活性化等を目的として、空き家・空き地情報登録制度「標津町空き家・空き地バンク」を実施しています。

① 空き家バンクの現況

所有者からみた空き家バンクの現況は、平成20年以降の12年で43戸の登録がありました。その内5件が登録削除となり、38戸の登録となっています。登録38戸の内、8割を超える32戸が契約済みとなっています。

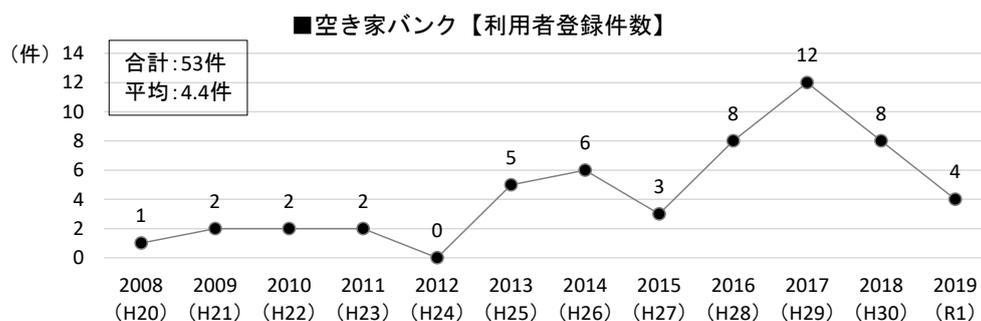
所有者登録の状況は以下のとおりです。



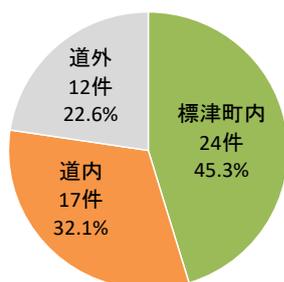
②空き家バンク利用者登録の現況

空き家バンクの利用者登録の状況は、平成20年以降の12年で53件の登録があります。利用者の所在地は、約半数が標津町外となっており、道外からの利用者登録も約2割を占めています。

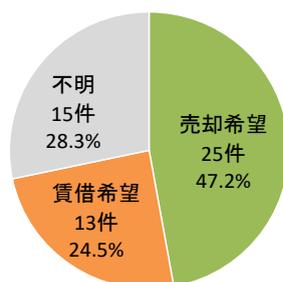
空き家取得の意向については、約半数の25件が売却物件の取得を希望しています。



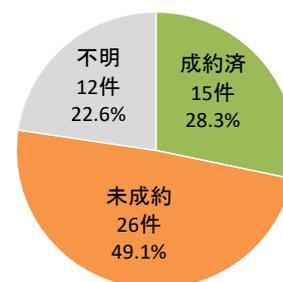
■利用者登録状況【所在地】 n=53



■利用者登録状況【意向】 n=53



■利用者登録状況【成約状況】 n=53



②政策パッケージ事業

①住宅取得等支援事業の展開

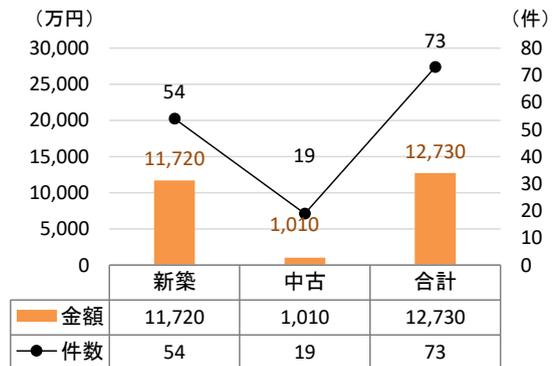
本町では、住宅取得についての支援事業を行っています。それらの事業では移住者には新築住宅、中古住宅取得支援事業の中で、50万円上乗せする優遇制度を導入しています。

概要は以下の通りです。

■移住者の住宅取得助成について (H26~30)

2016 (H28)	2件	新築 中古	中標津町 弟子屈町
2017 (H29)	1件	中古	茨城県
2018 (H30)	3件	新築 中古	中標津町 別海町 羅臼町
合計		新築	2件
		中古	4件
		6件	

■補助金額・件数合計 (H26~30)



※子育て世帯・移住者支援のため、平成31年度より住宅金融支援機構との協定に基づき、「フラット35」の金利引き下げ支援を運用開始しています。

標津町に住宅を取得される子育て世帯・転入世帯を応援

夢のマイホーム取得実現へ

【標津町】 住宅新築補助金助成事業
 中古住宅取得補助金助成事業
 住宅リフォーム補助金助成事業

【フラット35】 子育て支援型・地域活性化型
 金利の引き下げ補助
 フラット35Sの導入利率から
当初5年間 年0.25%

最大300万円

【2020年3月31日までのフラット35申込受付分に適用】

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用する場合の「手続き」や「返済額の軽減効果」について
 ホームページでご確認ください。 [flat35.com/loan/flat35kosoodate](https://www.flat35.com/loan/flat35kosoodate)

標津町 × 住宅金融支援機構
 Shibetsu Town × Japan Housing Finance Agency

海・山・川・大平原がおりなす感動の大地
標津町 SHIBETSU TOWN

標津町では、子育て世代を応援するための、福祉・教育関連事業の充実を図り、包括的な支援を推進するとともに「北海道内への移住者を受け入れること」を目的として「子育て支援型・地域活性化型」を重点的に取組みを実施しています。

【標津町】

- 住宅新築補助金助成事業**
 ■住宅を新築される方 (80㎡以上の住宅を新築される方)
 ・建設工事費(消費税含む)の10%相当額かつ200万円まで、新規移住者は50万円、町内移住者は50万円を上乗せします。
最大支援額300万円 (支援金は10万円単位です。)
- 中古住宅取得補助金助成事業**
 ■中古住宅を購入される方
 (昭和55年以前に建設された中古住宅を購入される方)
 ・建設費(消費税含む)の10%相当額かつ50万円まで、新規移住者には50万円を上乗せします。
最大支援額100万円 (支援金は1万円単位です。)
- 住宅リフォーム補助金助成事業**
 ■自らが所有・居住する住宅を町内業者で、省エネ性能向上等のリフォーム工事をされる方
 ・リフォームに要した費用の20%相当額で50万円が上限となります。上限額の20%は標津町町工場の商品券で支給します。
最大支援額 現金40万円 商品券10万円

【フラット35】

金利引き下げを受けるには、別途、標津町で発行される【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書を経済機関へ提出する必要があります。
 ※標津町の補助金を受ける方で、下記のいずれかの要件を満たす方が対象。

子育て支援型の場合*

- ご夫婦どちらかが45歳以下の子育て世帯の方
- 子育て世帯を含む直系3世代以上で同居する方
- 子育て世帯と親世帯が標津町内に同居する方
- *子育て世帯とは、高校卒業の子と同居している世帯を指します。

地域活性化型の場合

- 標津町外から町内へ移住する方
- *詳細は下記ホームページをご覧ください。

支援内容

金利の引き下げ補助
当初5年間 年0.25%
 ご利用可能です。

【標津町】の補助金 (フラット35子育て支援型・地域活性化型) 申請受付窓口
TEL.0153-82-2131

標津町 補助金ホームページ
https://www.shibetsutown.jp/kurashi/samui/house/kenchiku_reform/hoop/

【フラット35】についてのお問い合わせ
 住宅金融支援機構 北海道支店 地域営業グループ
TEL.011-261-8306

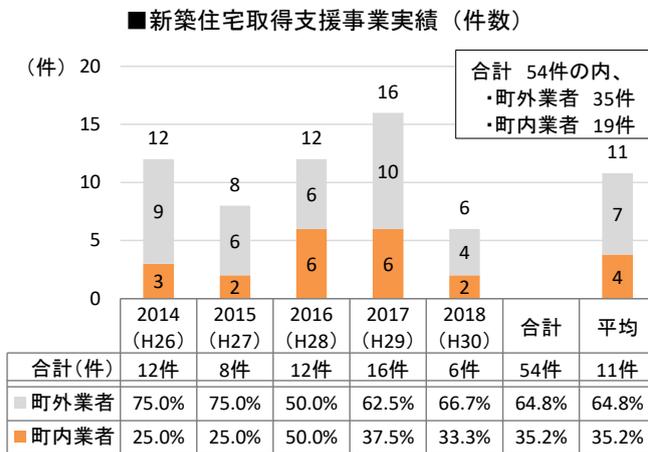
お客様コールセンター 0120-0840-35 (受付時間: 10:00~17:00)

子育て支援型・地域活性化型ホームページ
<https://www.flat35.com/loan/flat35kosoodate>

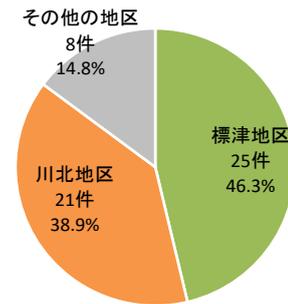
標津町 住宅補助

ア. 新築住宅取得支援事業

新築住宅取得支援事業は、平成 26 年から 30 年の 5 年間で 54 件となっており、11,720 万円の補助金が支給されている。内訳は以下のとおりです。

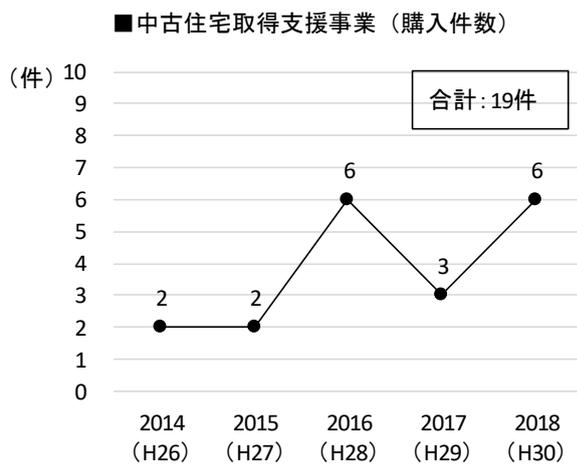


■新築住宅取得支援事業実績 H26~30（地区別）n=54

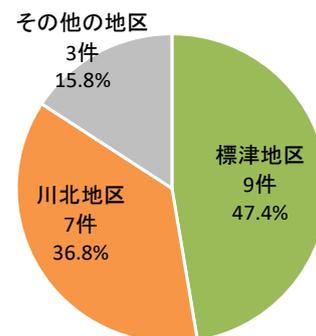


イ. 中古住宅取得支援事業

中古住宅取得支援事業は、平成 26 年から 30 年の 5 年間で 19 件となっています。内訳は以下のとおりです。

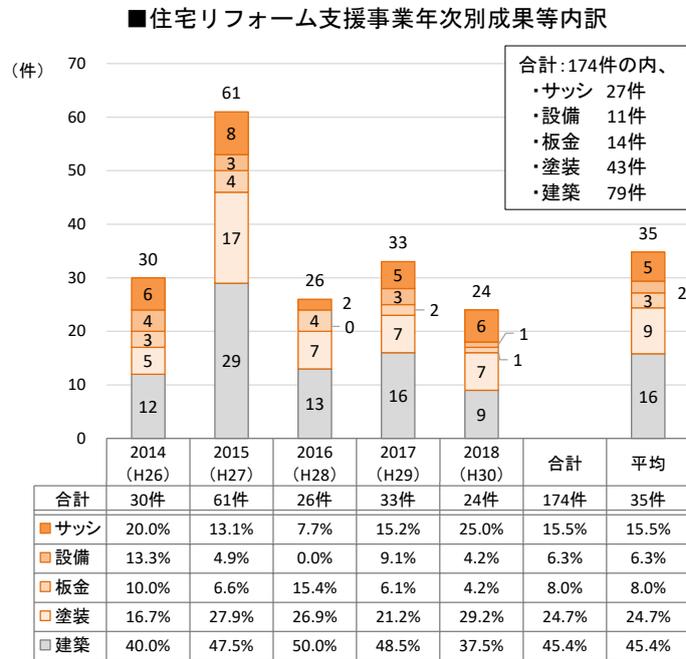


■中古住宅取得支援事業 H26~30（地区別）n=19

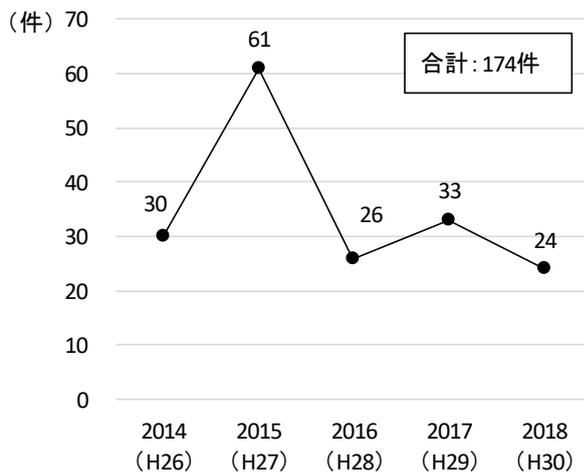


②住宅リフォーム支援事業

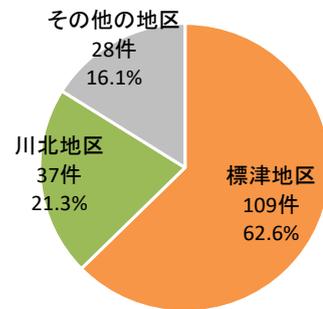
住宅リフォーム支援事業は、平成26年から30年の5年間で174件となっています。
内訳は以下のとおりです。



■住宅リフォーム支援事業年次別成果（件数）



■住宅リフォーム支援事業成果内訳
H26～30（地区別）n=174



(2) 公営住宅等長寿命化計画

標津町では、平成 25 年度「公営住宅長寿命化計画」を策定し、公営住宅の総合的な活用に向けて、建替事業、改善事業等を進めています。

また、今年度には「標津町公営住宅等長寿命化計画」の見直しを行うと共に、公営住宅の長寿命化を実現し、効果的な住宅の修繕や改善の実施、及びライフサイクルコストの縮減を目指します。

※ライフサイクルコスト：建物の建設から改善・修繕を経て、除却までに要する費用のこと。

4. 住宅施策の課題

このように、標津町の現状と住宅政策の課題を整理すると、下記の通りとなります。

住宅施策の現状と課題

1) 市街地・社会動向

- ・標津川流域に立地する標津と川北の2つの市街地
- ・**人口減少、少子高齢化の進展（高齢化率は3割弱）**

2) 住宅の構成

- ・公営住宅の割合の高さ（約18%）、共同住宅の割合の低さ（約12%）
- ・民間住宅の新規建設数は概ね横ばい（年間15戸程度）
- ・高齢化に伴い、戸建住宅（64%）が、**将来空き家化する可能性が増大**
- ・民間アパートは150戸規模で1-2LDKのみ、**家族向けが不足している**
- ・公営住宅戸数は13団地419戸（標津：7団地364戸、川北：4団地43戸、古多糠：1団地4戸、薫別：1団地8戸）

3) 住宅施策の方向と人口フレーム

- ・「政策パッケージ2019」では、「住宅取得助成」「住宅リフォーム助成」等が重点的に展開中。**「子育て支援」にかかる施策がパッケージ展開**
- ・将来フレームの推計では、**10年後に約6%減少（約300人減）と想定**

4) 住宅施策の状況

- ・定住促進プロジェクトは一定の効果があったが、プロジェクトは見直し中
- ・空き家バンク活用は、やや低迷（年間平均5件程度）
- ・住宅取得支援事業は、一定の効果を持って展開中
- ・中古住宅取得支援事業は、近年増加（年6件程度）
- ・リフォーム支援事業の成果はやや横ばい傾向（年30件程度）
- ・耐震補助金は利用実績なし

また、公営住宅等の現状と課題は、下記の通り整理されます。

公営住宅等の現状と課題

- ① 市街地のハザード（津波・洪水）への対処（団地立地）が不明確
- ② **耐用年限経過の住戸は、約7割以上（307戸）を占めている**
- ③ **住宅性能の確保が不十分**（給湯・換気・バリアフリー化がいずれも2割未満）
- ④ **解体除却・建替計画がやや遅れ**
- ⑤ 近年、改修・修繕工事費用の増加傾向
- ⑥ 子育て支援型住宅など、**町民ニーズへの対応が不十分**
- ⑦ **町による直接供給方式以外の事業手法が限定的**

Ⅲ 住宅施策の目標と方針

1. 住宅施策の視点

標津町における住宅事情や住宅施策の現状・課題を踏まえ、次の3つの視点を掲げ、これからの住宅施策を推進することとします。

(1) 「安全安心の成熟社会」に向けた住宅施策の推進

人口減少・少子高齢化の進展に伴い、これまで拡大してきたまちづくりからコンパクトな生活環境づくりが求められています。

一方、地震や津波をはじめ、災害の甚大化が発生してきており、まちづくりや住宅施策においても、「安全安心」の確保がこれまで以上に求められてきています。

これからの住宅施策においては、量の供給から「暮らしやすい」成熟社会の形成に向けて、施策の展開を図っていく必要があります。

(2) 「住宅・暮らしの質の向上」を前提とする住宅施策の推進

少子高齢社会の成熟や人口世帯の減少傾向を踏まえ、これからの地域社会において、世帯特性に応じた住宅ニーズとして求められる「住宅の質」の向上を促進する必要があります。

これからの住宅施策推進においては、住宅の質の向上を前提とし、「住宅の質」については、次のように考えることとします。

■多様性の確保	：高齢者・子育て・単身者ほか、町民ニーズへの対応など
■基本的な性能	：バリアフリー、耐震性能、省エネルギー性能など
■住宅の社会性	：高耐久性、間取りの可変性、景観など
■住環境性能	：安全性、防犯性、利便性など
■サービス性能	：高齢者や障がい者が地域で安心して暮らすための様々なサービス
■コミュニティ	：地域コミュニティによる相互扶助

(3) 「協働型の暮らしづくり」に資する住宅施策の推進

これまで形成されてきた既存のストックを有効活用しながら、地域が主体となった、きめ細やかな住宅施策を実施していく必要があります。

今後の住宅施策の推進においては、行政の一方的な取組みではなく、住まい手、町民、住宅関連事業者、行政、各々の役割を認識し、連携や協働の取組みとして、コミュニティを育む標津町らしい暮らしの環境づくりを推進していく必要があります。

特に民間の活力やノウハウを活用した協働に取り組んでいくことに留意します。

2. 住宅施策の目標

住宅施策の視点を受け、標津町における住宅施策の目標は、次の3つとします。

■目標1：安全で安心な暮らしの創造（まちの視点）

まちも住宅も災害に強く、誰もが地域で安心して暮らすことができる住まい・環境づくりを目指します。特に、子育て支援のための取組みを進めます。

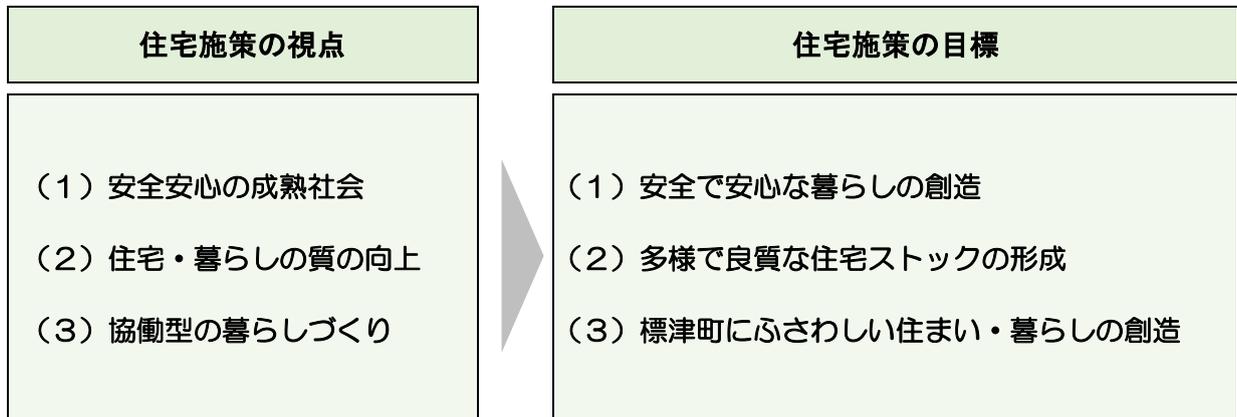
■目標2：多様で良質な住宅ストックの形成（子育て支援を強化）

多様化する住宅需要に対応するため、公民連携した住宅づくりを推進し、移住定住促進の基盤となる、多様で良質な住宅ストックの形成を目指します。

■目標3：標津町にふさわしい住まい・暮らしの創造（協働を強化）

未来に向けて確かな基盤づくりをめざす標津町において、地域環境や景観と調和した住まいづくり、愛着の持てる町並みづくりに加え、地域ならではの豊かな暮らしづくりを目指します。

■住宅施策の視点と目標



※住宅ストック：すでに建設されている既存の住宅のこと。

3. 住宅施策の推進方針と展開方向

(1) 推進方針

「住宅施策の目標」の実現に向けた、住宅施策の推進方針と施策体系は次のとおりとします。

方針1.【暮らし】

すべての人が安心して暮らすことのできる仕組みづくり

- ① 子育て支援を推進する住まいと支援方策の強化（強化）
- ② 高齢者や障がい者が安心して暮らすことのできる住まいづくりの支援（継承）
- ③ 安心して我がまちに住み続けることができる住替・改善の支援と誘導（強化）

方針2.【住まい】

快適な暮らしを支える良質な住まいづくり

- ① 北国、標津町にふさわしい、良質な戸建て住宅ストックの形成（継承）
- ② 多様な町民ニーズに応える、良質な民間賃貸住宅の供給促進（継承）
- ③ 住宅セーフティネットとしての公営住宅の長寿命化・新設・維持管理（強化）

方針3.【まち・地域】

持続可能で、活力ある地域づくりに寄与する住まい環境づくり

- ① コンパクトなまちづくりに向けた住まいづくりの誘導（新規）
- ② 愛着の持てる町並や環境づくりの形成（継承）
- ③ 協働ですすめるまちづくりへの寄与（新規）

(2) 住宅施策の体系 【住宅施策の推進方針と展開方向】

住宅施策の体系は、以下の視点に留意し推進方針と展開方向を定めることとします。

- ①スリムな構成とし、選択と集中による重点化の強化
- ②施策連携（パッケージ）による波及効果の獲得

■住宅施策の体系



(3) 住宅施策の展開方向

住宅施策の展開方向についての具体的な取組内容は、次の通りとします。

方針1. 【暮らし】すべての人が安心して暮らすことのできる仕組みづくり

①子育て支援を推進する住まいと支援方策の強化

1) 子育て支援公営住宅等の整備推進（新規・重点）

- 子育て世代が安心して暮らせる公的な住宅供給に取り組めます。
（地域優良賃貸住宅制度（子育て支援住宅）の導入検討）
- 子育て世代の住宅取得・建設の支援を進め、定住促進を進めます。

2) こども園等の支援連携、コミュニティを育む空間づくり、（強化）

- 子どもたちの豊かな発育、親子が安心して暮らせる子育て支援サービスの展開を図ります。
- 相互の交流、不安や疑問の解消に向けた相談・援助、地域情報の提供や講習に取り組めます。
（親子交流館、児童発育支援事業所での支援メニューとの連携）
- 子育て支援世代が安心して交流し、地域コミュニティを育む空間づくりを進めます。

②高齢者や障がい者等が、安心して暮らすことのできる住まいづくりの支援

1) バリアフリー住宅改善の支援（継続）

- 身体機能の減退等に応じたバリアフリー住宅改善等に関する、介護保険制度による支援や改善技術等に関する相談体制の充実に取り組めます。

2) グループホームなど、ケア付き住宅の整備促進・拡充（継続）

- 高齢者共同住宅やグループホームなど、ケア付住宅等の中間施設整備についてのニーズが高まることが予測されるため、整備支援や機能の拡充を支援します。

3) 高齢者向け公営住宅等整備の推進（強化）

- 公営住宅等において、高齢者、障がい者などが円滑に利用できるユニバーサルデザインに対応した整備を推進するとともに、福祉対応型等の個別改善を進めます。

※ユニバーサルデザイン：年齢・性別などの違い、障がいの有無や能力差などを問わずに利用できることを目指した設計（デザイン）のこと。

③安心して我がまちに住み続けることができる住まいの確保や住替え、改善の支援と誘導

1) 住宅に関する相談窓口・体制の充実（安全な居住誘導を強化）（拡充）

- 高齢者や障がい者、子育て世帯等の住まいに関する悩みや相談を受けることができる相談窓口機能を強化し、多様な住宅ニーズに関する情報把握に努めます。
- またハザード情報（防災マップ）を適切に提供し、住宅づくりの安全安心の確保・誘導に努めます。

2) 住まいや暮らしに関する住情報の提供（拡充）

- ・町内の宅地や空き家、民間賃貸住宅情報など、住まいや暮らしに関する様々な住情報を発信します。（空き家バンク機能とあわせて多面的に拡充）

3) サービス付き高齢者向け住宅供給との連携・支援（新規）

- ・今後、増加が予想される独り住まいの高齢者が、安心して故郷で暮らし続けることのできるサービス付き高齢者向け住宅の拡充を支援します。あわせて、戸建住宅の空き家対策を講じていきます。

方針2. 【住まい】快適な暮らしを支える良質な住まいづくり

①北国、標津町にふさわしい、良質な住宅ストックの形成

1) 安全、安心な住まいづくりの普及啓発（継承）

- ・住まい手や住民の意識を啓発するため、北国住宅の暮らし方や住宅づくり・建設の制度や技術等に関する情報提供を行います。
- ・新築からのバリアフリー対策等を促進するため、ユニバーサルデザインの住宅づくりの普及啓発に取り組めます。

2) 既存住宅の住宅性能向上や耐震改修の促進（耐震改修促進事業等）（継承）

- ・既存住宅の基本性能の向上を図るため、住宅性能検証や改善技術の普及を図ります。
- ・省エネルギーに対する温熱環境やホルムアルデヒドに対する空気環境等、住宅性能評価が可能となる住宅性能表示制度の普及啓発を図ります。
- ・住宅の耐震診断、耐震改修の促進施策を計画的・総合的に推進するため、「標津町耐震改修促進計画」に基づく支援及び普及・啓発を推進します。（耐震改修促進事業）

3) 信頼できる中古住宅流通の支援（空き家バンク等）（継承）

- ・中古住宅の流通を支援するため、空き家の情報発信を推進するとともに、良質な中古住宅ストックを実現するための改修技術等の普及、啓発を図ります。

4) 環境負荷の低減、高品質な北方型住宅の普及促進（組換え継承）

- ・低炭素・循環型社会の形成に向け、住宅の省エネルギー化を推進するとともに、自然エネルギーを活用した技術の普及・啓発を図ります。
- ・自然共生社会の形成に向け、環境への負荷を低減するため、建設系廃棄物の適正な処理、建設工事等における建設リサイクルを推進します。
- ・北海道で推進している「きた住まいるブランド」（耐久・耐震性、省エネ水準の確保）を図り、環境に配慮した住宅づくりの普及啓発に努めます。

②多様な住民ニーズに応える、良質な民間賃貸住宅の供給促進

1) 良質な単身世帯向け・ファミリー向け賃貸住宅の供給促進（強化）

- ・若年単身世帯等の借家需要に対応し定住促進を図るとともに、良質な若年単身向けの民間賃貸住宅の供給を検討します。
- ・ファミリー向け賃貸住宅が不足していることから、多様な住宅ニーズに応えていけるよう検討を図ります。

2) 増加が予測される空き家のリフォーム・リノベーションの支援（新規）

- ・今後、増加が予測される戸建て住宅の空き家対策について、住替え支援とともに住宅のリフォームやリノベーション（新たな機能や性能の向上）を支援します。
（住宅リフォーム補助金制度の活用促進）

③住宅セーフティネットとしての公営住宅の確保及び維持管理

1) 老朽化解消を促進する建替事業の推進（公営住宅等長寿命化計画）（強化・重点）

- ・良質なストック形成を計画的に推進するため、公営住宅等長寿命化計画（令和元年策定）に基づき、老朽狭小な公営住宅を解消し、建替事業を推進します。

2) 公営住宅の計画的な維持管理の推進（公営住宅等長寿命化計画）（強化）

- ・計画的な住宅の維持管理・改善を行うことで住宅の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減を図ります。

※セーフティネット：自力で適正な水準の住宅を確保できない社会層に対して、行政が直接関与し、健康で文化的な生活を保障していくこと。

方針3. 【まち・地域】持続可能で、活力ある地域づくりに寄与する住まい環境づくり

①コンパクトなまちづくりに向けた住まいづくりの誘導

1) お試し移住体験などにおける、空き家の活用・リノベーション（強化）

- ・ホームページや住宅相談窓口、及び各地での移住関連の催し物などを通して、標津の暮らしや住まいに関する住情報を積極的に提供し、定住・移住促進を図ります。

※リノベーション：古い建築物の機能を今の時代に適したあり方に変えて、新しい機能を付与すること。

2) 農漁的暮らしを望む移住者に対する住宅提供・交流の仕組みづくり（継承）

- ・北国、標津にふさわしい住宅を「モデル住宅」と位置づけ、展示・見学施設利用に加え、標津町ならではの暮らしイメージを「移住お試し住宅」として体験できる施設利用を検討します。

②愛着の持てる住まい・住環境づくりの推進

1) 「美しい町」をめざす、標津らしい住環境づくりの推進（継承）

- ・「美しい町・標津」の四季おりおりの美しい風景や地域景観の保全や創造を基本とし、緑のネットワークや町民が憩うことのできる公園緑地の配置に留意し、潤い・交流を育む住環境整備を推進します。
- ・標津町の自然環境や街並みにふさわしい住宅のデザインを先導的に公営住宅に導入し、標津らしい景観づくりを進めます。

2) 公共施設整備と合わせた住環境整備の推進（強化）

- ・公共施設の老朽化に伴い、改築等の再整備が進められる場合、町民が建物施設と一体的に心地よく利用できるよう、園地等の休息・憩いの空間づくりを進めます。

③協働ですすめるまちづくりへの寄与

1) 民間活力との連携による、住宅づくりや暮らしのサービスの推進（強化・重点）

- ・地元の住まいづくりや住民サービスにかかわる民間事業者と連携し、暮らしやすいまちづくりを協働で推進します。

2) まちなか（標津市街中心部）への居住誘導を図る住宅整備の推進（強化）

- ・土地所有者と地域の住宅関連事業者、行政との連携による定住促進のため、町の活力向上に資する良質な住宅地整備の促進を図ります。特に市街地内のまとまった規模の町有地や、用途廃止後の公営住宅用地の移住施策への活用、民間住宅供給のタネ地としての活用など、コミュニティやみどりなどの住環境形成に留意しつつ展開します。

IV 重点的な取組み

1. 施策推進において重視する視点

厳しい行財政状況、限られた庁内体制において今後、幅広く住宅施策を展開していくためには、次の視点を導入し、効果的・相乗効果を高める視点が必要です。

- 選択と集中
- 施策の連携（パッケージプログラム）
- 公民の連携（パートナーシップ）

（1）選択と集中

今後の住宅施策の推進は、厳しさを増す地域経済状況の中、厳しい行財政状況における取組みが前提となります。

このため、総合的な視点を持ちつつも、効果的な成果を獲得していくために、施策や事業の重点化をはかる「選択と集中」が必要です。展開を図るにあたっては、施策評価による優先度を検討し、重点化とともに住宅施策の連携を図っていくこととします。

（2）施策の連携（パッケージプログラム）

本町で展開されている「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」では、子育て支援を軸とする横断的な取組みを展開しています。パッケージプログラムを構成する各施策は、施策連携を強化することでその相乗効果が高まっていくものとなります。

本計画においても、個別の住宅施策を効果的に連携して行うとともに、「暮らし」「住まい」「町と地域」にかかる関係部局との施策連携を強化していくこととします。

（3）公民の連携（パートナーシップ）

近年、町民によるまちづくり活動が積極的に展開され、地域とともにより良い暮らしに向けた協働の取組みが求められています。一方、民間の活力やノウハウをまちづくりに生かしていく取組みも積極的に展開されています。

地域コミュニティ活動を活性化し、安全安心の住環境を育んでいくとともに、地域資源でもある民間事業者とのパートナーシップなど、公民の連携によるまちづくりの視点を重視していくこととします。

2. 重点的な施策展開（プロジェクト）

「選択と集中」「施策の連携」「公民の連携」の3つの視点を踏まえ、中長期的に連携し、総合的かつ重点的に取り組む必要があるものを「重点プロジェクト」として設定し、推進することとします。

（1）「子育て支援」を軸とする重点プロジェクト

これまで「子ども・子育て支援事業計画」（H27-31）（当年度見直し中）においては、子育て支援サービスやネットワークづくり、健康の確保・増進、教育環境の整備、様々な立場への対策や経済的支援を講じていきます。

この中で「子育てを支援する生活環境の整備」においては、母子・父子家庭の公営住宅等への入居配慮のほか、住宅取得等支援事業（新築・中古）やリフォーム支援事業等の一環として進めてきましたが、本町が推進する「子育て支援NO1」の実現に向けては、子育て支援のための「多様な住宅供給」を強化していく必要があります。

公営住宅等においては、町内において子育て世代（中堅所得者層向け）に民間賃貸住宅の不足に対し「地域優良賃貸住宅」制度を活用した住宅整備の取組みの検討や、民間活力を導入した取組みの検討を行う予定です。検討に当たっては「子育てに適した住宅づくり」のモデルケースとして、町民のニーズに適した（安全安心・ゆとり・可変性など）あり方を関連部局と一体的な取組みを図ります。

また、「子ども・子育て支援事業計画」の見直しに合わせ、子育て支援やサービスメニューとのパッケージ化し、連携を高めていくことに努めます。

なお重点プロジェクトは、本計画の施策体系において、下記の施策と一体的な連携を図りながら、相乗効果を高める検討を進めます。

<関連する主な施策（パッケージ化）>

方針1-①-1) 子育て支援公営住宅等の整備推進（新規・重点）

2) こども園等の支援連携、コミュニティを育む空間づくり、（強化）

②-1) 住宅に関する相談窓口・体制の充実（安全な居住誘導を強化）（拡充）

2) 住宅の住替え等に関する情報提供（継続）

方針2-①-1) 安全、安心な住まいづくりの普及啓発（継承）

②-1) 良質な単身世帯向け・ファミリー向け賃貸住宅の供給促進（強化）

方針3-②-1) 「美しい町」をめざす、標津らしい住環境づくりの推進（継承）

③-1) 民間活力との連携による、住宅づくりや暮らしのサービス等の推進（強化）

(2) 「公営住宅等の長寿命化」を起点とする重点プロジェクト

本計画と一体的に策定される「公営住宅等長寿命化計画」（令和元年策定）では、これまでの計画進捗を総括し、着実な推進を進めることを目指しています。

本計画との整合性を確保しながら、特に下記の方針を定め、その展開を着実に図っていくこととします。

- ①災害ハザードに対応した団地存廃の方針付け（まちのコンパクト化に寄与）
- ②老朽化した公営住宅の改善・建替えの着実な推進
- ③健康で文化的な住宅性能の確保
- ④適正な管理戸数への是正、計画推進の加速化
- ⑤適切な維持管理計画による財政負担の軽減
- ⑥町の重要施策である「子育て支援」に資する住宅の新たな供給の検討
- ⑦民間活力・ノウハウを生かした新たな事業手法の導入検討

<関連する主な施策（パッケージ化）>

方針1-①-1) 子育て支援公営住宅等の整備推進（新規・重点）

②-1) 住宅に関する相談窓口・体制の充実（安全な居住誘導を強化）（拡充）

2) 住宅の住替え等に関する情報提供（継続）

方針2-①-1) 安全、安心な住まいづくりの普及啓発（継承）

1) 老朽化解消を促進する建替事業の推進（公営住宅等長寿命化計画）
(強化・重点)

③-2) 公営住宅の計画的な維持管理の推進（公営住宅等長寿命化計画）（強化）

方針3-③-1) 民間活力との連携による、住宅づくりや暮らしのサービス等の推進（強化）

3. 計画の推進方策

本計画の住宅施策の推進にあたっては、「まちづくりの視点」を重視し、本計画の普及、啓発活動を展開し、地縁組織・事業者・市民の参加と協働を図るほか、国や北海道、研究機関との連携を強化しながら進めることとします。また、具体性のある計画展開を図るためのアクションプログラムを優先順位に応じて、個別に立案していくこととします。

①住生活基本計画の普及・啓発活動の展開

本計画は住宅施策の総合的な計画であり、その目指すべき方向と展開施策について、広く周知を図るとともに、市民や民間事業者等と協働するための理解と行動の素地づくりを図る必要があります。

このため市民には、本計画のダイジェスト版などのわかりやすい形でのPRや広報を行うなど、市民の関心を高める機運づくりを進めます。

②施策連携の強化・関係機関との連携

住まい・まちづくりに対する市民のニーズはより多様化・高度化しており、施策の推進にあたっては、建設、福祉・医療、企画、産業など関連する部局間、及び北海道などとの連携を一層強化しながら推進することとします。

特に重点プロジェクトにおいては民間活力の活用を図り、一体的に実施可能な施策を連携して実施し、相乗効果を発揮できるよう努め、市民連携による協働展開に繋がる素地を醸成します。

③行動計画（アクションプログラム）の展開・進捗管理

各施策の展開にあたっては、具体的な推進に移行するために行動計画の立案を、優先順位を見極めながら適宜、策定して進めることとします。

また施策の進捗管理については、概ね5年程度をめぐり、必要に応じて具体的な実施状況を点検し、計画の見直しに反映させていくこととします。

資料

1. 策定体制と経緯

計画の策定にあたっては、策定委員会、庁内作業部会、及び事務局を組織しました。

① 策定体制

策定委員会、庁内作業部会、及び事務局の構成は、以下のとおりです。

〈策定委員会〉

		職 名	氏 名
委員長		副町長	山口 将悟
副委員長		文教福祉建設常任委員会委員長	吉田 智
委員	民間委員	総務経済常任委員会委員長	南 憲治
		標津地区町内連合会長	藤本 謙二
		川北地区町内会長	西田 正夫
		標津町民生委員児童委員	金田 良雄
		標津町民生委員児童委員	山本 祐一
	庁内委員	財政課長	星 京子
		企画政策課長	吉田 雅之
		住民生活課長	境 輝美
		保健福祉センター次長	畑中 浩
		地域包括支援センター長	加瀬 久子
オブザーバー	根室振興局建設指導課主幹兼建築住宅係長	勝村 正秀	
アドバイザー	地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 建築研究本部 北方建築総合研究所 副所長	松村 博文	
	地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 建築研究本部 北方建築総合研究所 地域研究部 地域システムG 主査	齋藤 茂樹	

〈庁内作業部会〉

		職 名	氏 名
委員		財政課財政担当係長	中川 祐志
		企画政策課企画政策担当係長	西山 一也
		住民生活課住民生活担当係長	唐崎 卓馬
		保健福祉センター社会福祉担当係長	浅野 敏
		保健福祉センター健康推進担当係長	上田 薫
		地域包括支援センター係長	佐藤 隆一
オブザーバー	根室振興局建設指導課建築住宅係専門主任	服部 包亜	

〈事務局〉

	職 名	氏 名
事務局長	建設水道課長	立島 裕二
事務局員	建設水道課住宅担当係長	熊谷 慎二
	建設水道課建築担当係長	中山 耕介
委託コンサルタント	株式会社 アトリエアク	

② 策定経緯

策定にあたっては、3回の策定委員会と4回の庁内作業部会を開催しました。

〈策定委員会・庁内作業部会 開催記録〉

会議名	開催日
第1回 策定委員会・庁内作業部会（合同）	令和元年 11月 6日（水）
第2回 庁内作業部会	令和元年 12月 10日（火）
第2回 策定委員会	令和元年 12月 19日（木）
第3回 庁内作業部会	令和2年 2月 3日（月）
第3回 策定委員会	令和2年 2月 6日（木）
第4回 庁内作業部会	令和2年 2月 10日（木）